

第3期
長門市子ども・子育て支援
事業計画



令和7年3月
長門市

はじめに

本市においては、これまで、第2期子ども・子育て支援事業計画に掲げた「こどもの笑顔と成長は市民の宝」を基本理念として、すべてのこどもの権利擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることのできる社会を目指し、様々な施策に取り組んでまいりました。



一方で我が国は、少子化が予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあることに加え、児童虐待やいじめ、不登校等、こどもを取り巻く環境は深刻さを増しています。そのため国は、令和5年4月、こどもの利益を最優先に考えた取組や政策を、国の中心に据える社会目標「こどもまんなか社会」の実現を目指す「こども基本法」を施行し、施策の立案と実施を担う「こども家庭庁」を創設したところです。

これらを踏まえ、令和7年度からの第3期子ども・子育て支援事業計画においては、基本理念を踏襲した上で、これまでの基本的な考えである、安心して産み育てることのできる環境づくりや保護者の経済的負担の軽減、健全に学ぶことのできる教育環境の整備・充実、子育てと仕事の両立支援など、6つの推進方向を継承し、切れ目のない一貫した子育て支援を充実させていく内容としており、今後も「子育て世代に選ばれるまち」を目指し、積極的に取り組んでまいります。

また、「こどもまんなか社会」の実現に向け、地域社会全体でこどもや子育て中の方々に応援する意識の醸成や環境づくりに努めてまいりますので、市民の皆様には、本計画の趣旨にご理解をいただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました「長門市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査、パブリック・コメント等を通じて、貴重なご意見・ご提案をいただきました市民や関係者の皆様に心からお礼申し上げますとともに、今後ともより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

長門市長 江原達也

目 次

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の目的.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象.....	4
5 計画の策定体制.....	4

第2章 長門市を取り巻く現状

1 人口及び世帯の状況.....	6
2 出生等の状況.....	9
3 婚姻・離婚の状況.....	10
4 女性の就業状況.....	12
5 子ども・子育て支援に関するニーズ調査.....	14

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	18
2 基本目標.....	18
3 施策の体系図.....	21

第4章 施策の展開

1 子育て家庭への支援の充実【基本目標1】.....	24
2 健やかに産み育てる環境づくり【基本目標2】.....	29
3 こどもの健全育成のための教育環境の整備【基本目標3】.....	32
4 支援を必要とするこども等への支援の充実【基本目標4】.....	36
長門市こどもの貧困の解消に向けた対策の推進計画.....	40
5 子育てと仕事の両立支援【基本目標5】.....	45
6 安全・安心なまちづくりの推進【基本目標6】.....	48

第5章 事業量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定.....	54
2 こどもの人数の将来推計.....	54
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制.....	56
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	58
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	66
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	66

第6章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携.....	68
2 計画の達成状況の点検・評価.....	68

参考資料

第1章

計画の策定に当たって

1 計画策定の目的

我が国では、出生数や出生率の低下に伴う少子化が長きにわたって進行しており、令和5（2023）年の出生者数は72.7万人と前年比で4.3万人減少して過去最低水準を更新し、合計特殊出生率は1.20と、前年の1.26からさらに低下しています。

また、令和2（2020）年度には児童相談所の児童虐待相談対応件数が20万件を超える等、依然として子どもやその保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

そうした中、令和4（2022）年6月に子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「子ども基本法」が成立しました。令和5（2023）年4月には、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を実現するためのこども政策の司令塔として、「こども家庭庁」が発足し、同年12月には「こども大綱」が策定され、令和6（2024）年5月には、こども大綱に基づき、少子化対策や社会的養護、保育、貧困等のこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン「こどもまんなか実行計画2024」が発表されました。

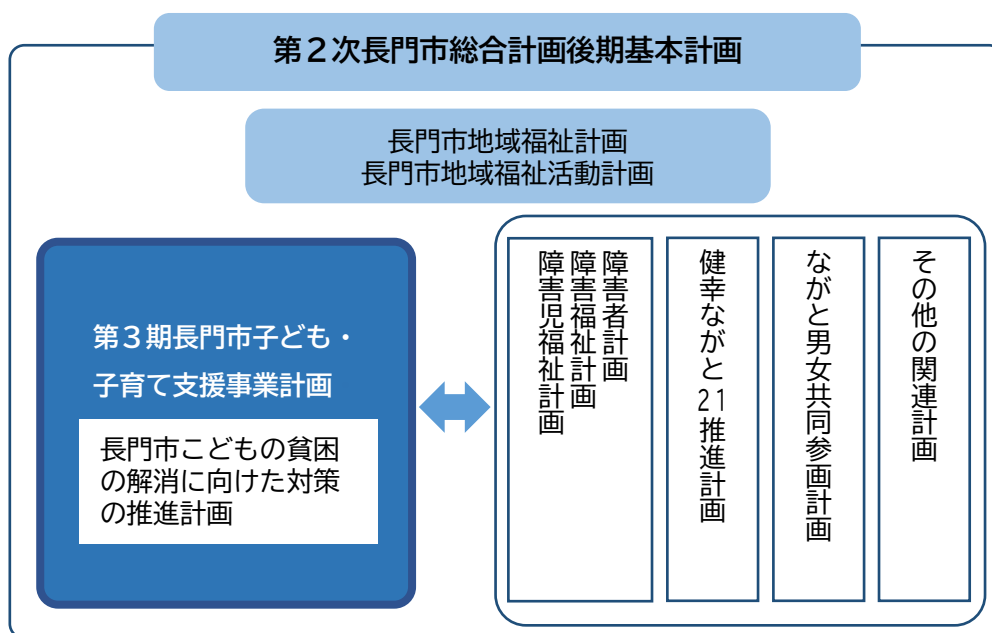
さらに、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和4（2022）年6月に成立、令和5（2023）年4月に施行されました。

このたび、こうした国の動きと本市の第2期長門市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第2期計画」といいます。）の進捗状況や実績評価等を踏まえ、これまでの取組をさらに強化し、安心して子育てができるまちを実現するため、第3期長門市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第3期計画」といいます。）を策定します。

2 計画の位置づけ

第3期計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

本市の最上位計画である「第2次長門市総合計画後期基本計画」及び全ての福祉の上位計画である「長門市地域福祉計画・長門市地域福祉活動計画」をはじめ、関連する個別計画との整合、連携を図っています。



3 計画の期間

第3期計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。なお、制度改正等の国の動向や本市の実態、施策の推進状況等により、計画途中年度においても、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期長門市子ども・子育て支援事業計画					第3期長門市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の対象

第3期計画の対象は、妊産婦と概ね18歳未満の子どもとその保護者だけではなく、子どもと子育てに関わる全ての個人や団体、地域社会を対象とします。

5 計画の策定体制

子ども・子育て支援法第61条第7項では、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、こどもの保護者や子ども・子育て支援に係る当事者等、より広く住民の意見を聴き、意見を反映させるために必要な措置を講ずることが求められています。

本市では、児童の福祉に関する事業に従事する者、学識経験者、児童に関する教育の関係者、こどもの保護者、公募による参加者で構成される「長門市子ども・子育て会議」において、住民や専門家の意見を取り入れながら、計画を策定しました。



第2章

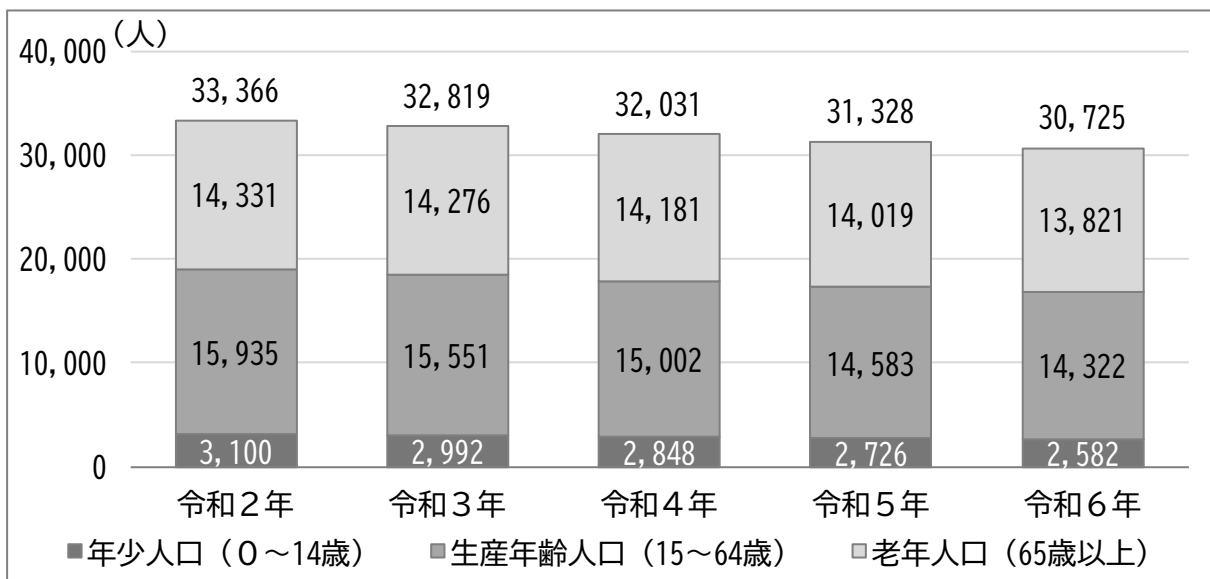
長門市を取り巻く現状

1 人口及び世帯の状況

(1) 総人口と年齢3区分別人口の状況

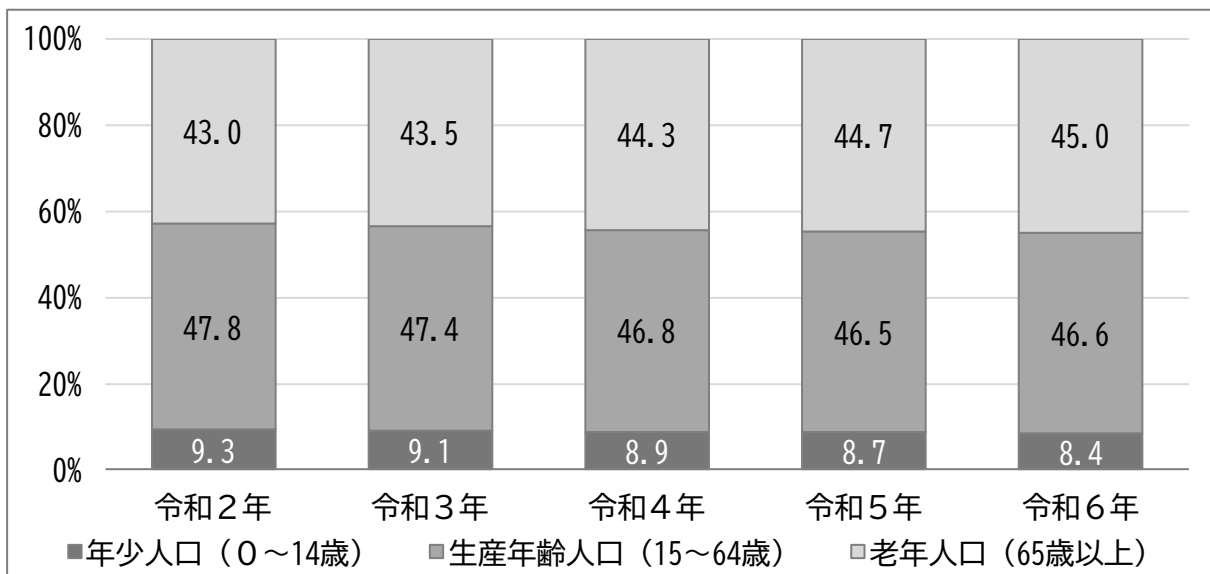
本市の総人口は、令和6（2024）年に30,725人となり、令和2（2020）年の33,366人から2,641人減少しました。年齢3区分別の人口構成比は、令和6（2024）年の老年人口（65歳以上）は45.0%で増加傾向にあり、年少人口（0～14歳）は8.4%で減少傾向となっています。

総人口と年齢3区分別人口の推移



資料：庁内資料 各年3月末日現在

年齢3区分別の人口構成比の推移



※端数の関係上、合計が100%にならない場合があります。

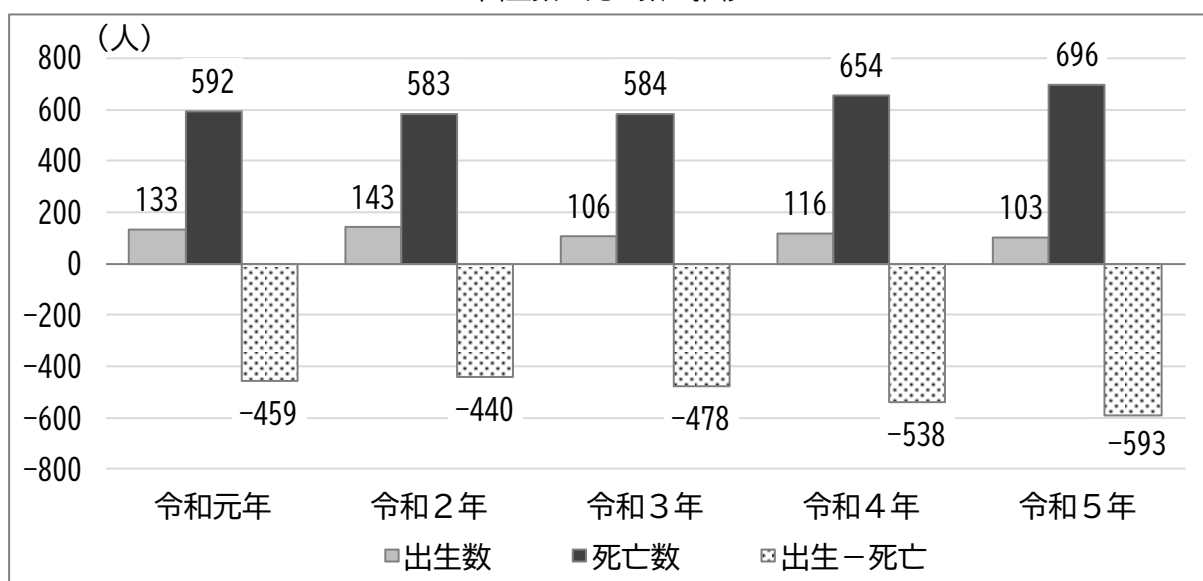
資料：庁内資料 各年3月末日現在

(2) 人口動態

本市の出生数と死亡数の推移をみると、出生数は令和元（2019）年以降増減を繰り返しながらも全体として減少傾向であり、令和5（2023）年は103人となっています。死亡数は令和2（2020）年以降は増加傾向であり、令和5（2023）年は696人となり、出生数を593人上回っています。

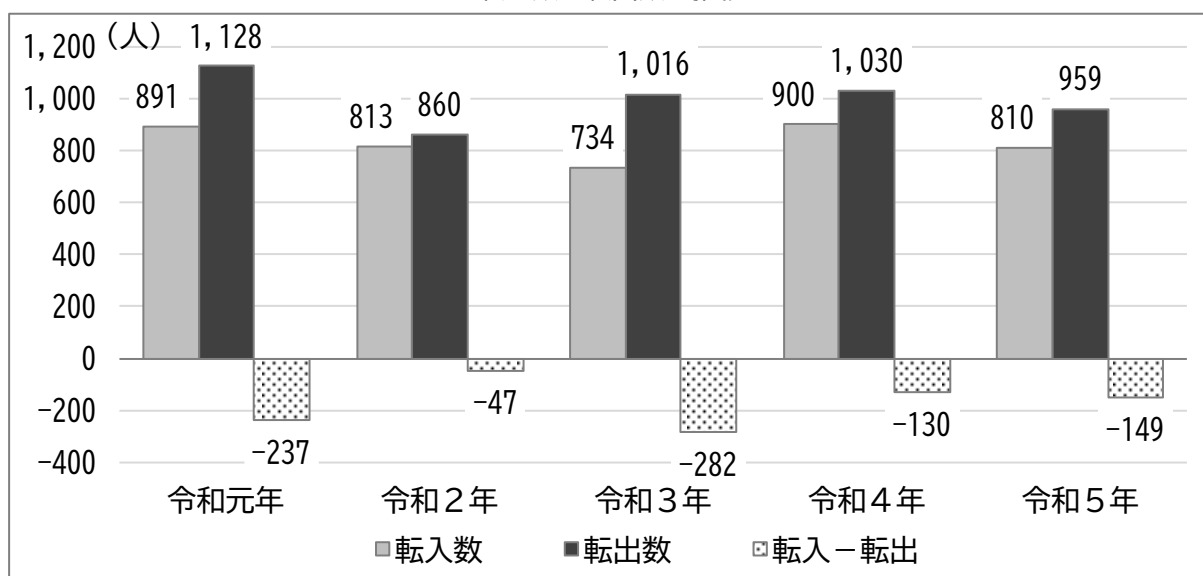
転入数は増減を繰り返し、令和5（2023）年は810人となっています。転出数も増減を繰り返しており、令和5（2023）年は959人となっています。令和元（2019）年以降、一貫して転出数が転入数を上回っています。

出生数と死亡数の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

転入数と転出数の推移

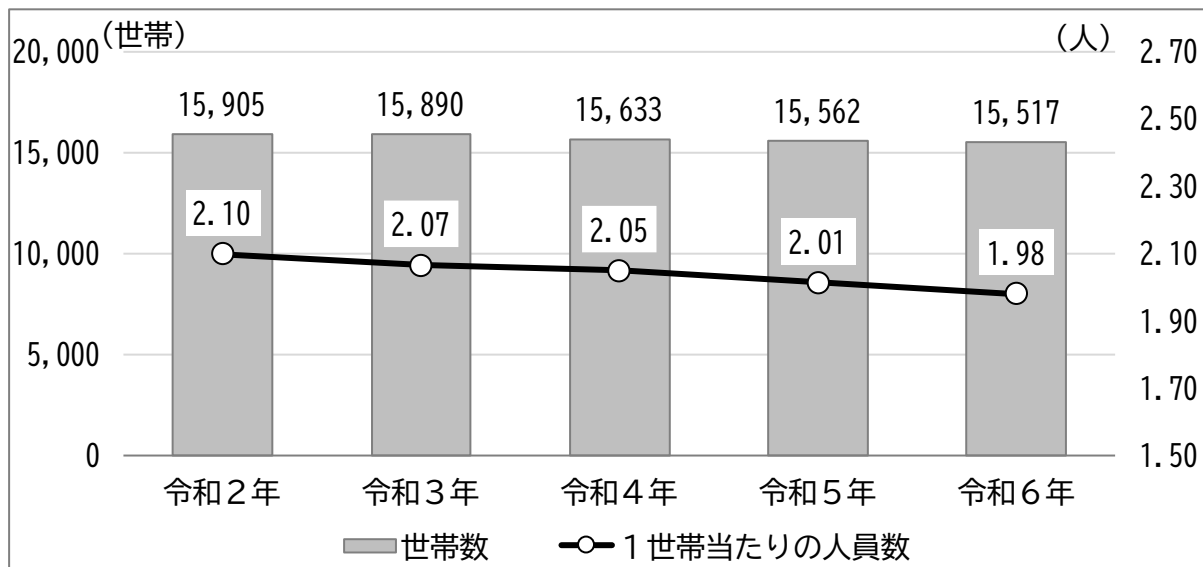


資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(3) 世帯の状況

令和6（2024）年の世帯数は15,517世帯、1世帯当たりの人員数は1.98人と、減少傾向にあり、核家族化が進行しています。

世帯数と1世帯当たりの人員数の推移



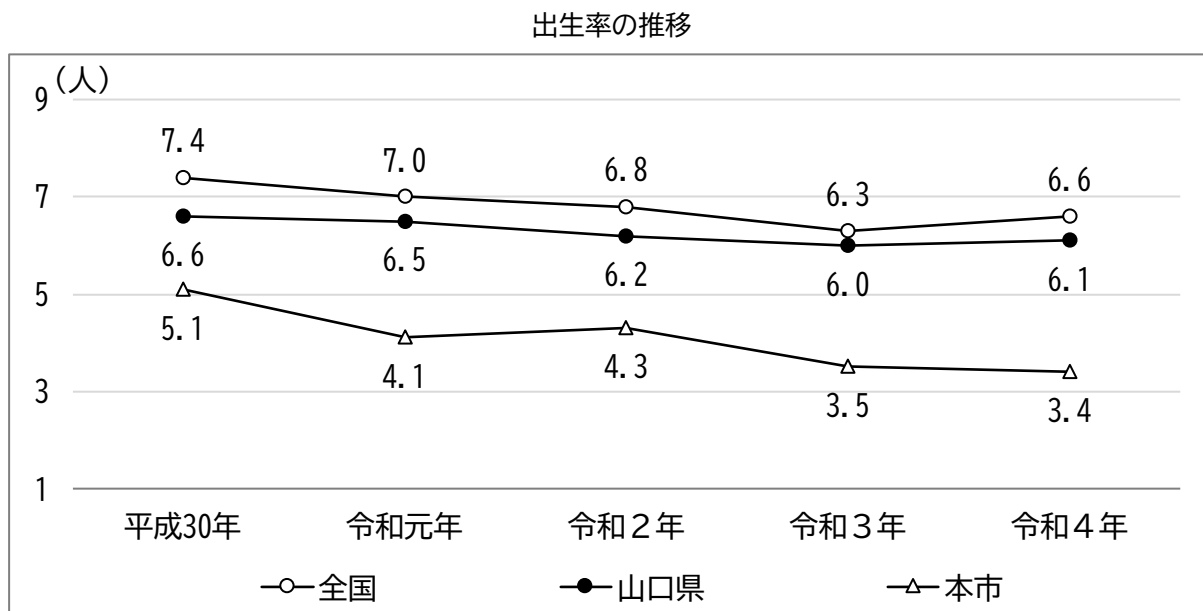
資料：庁内資料 各年3月末日現在



2 出生等の状況

(1) 出生率の状況

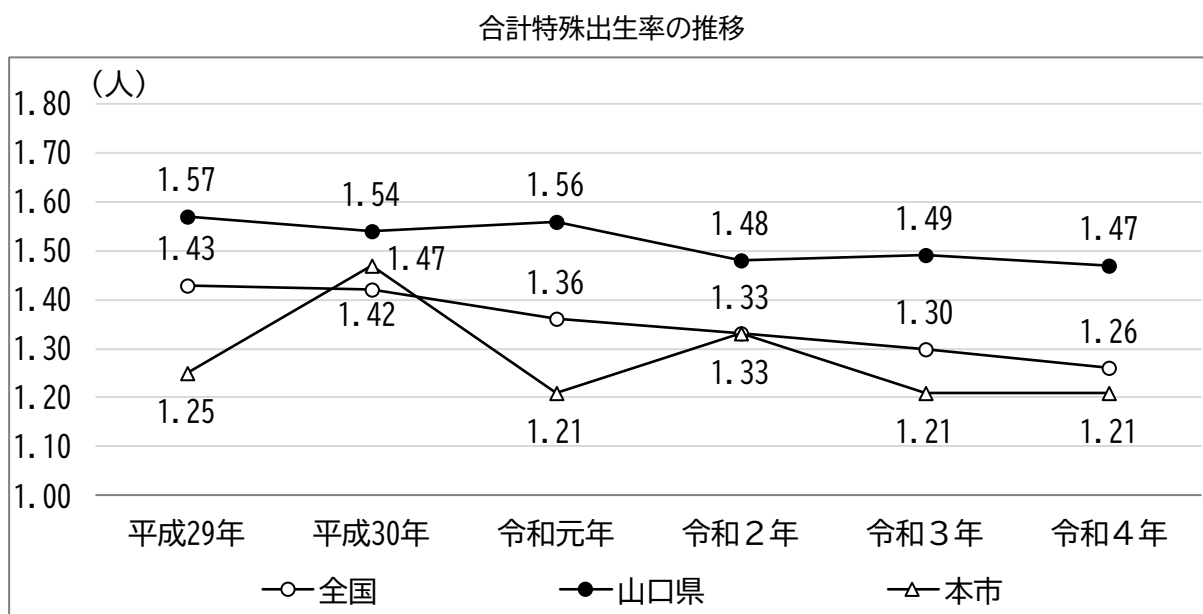
本市の人口 1,000 人当たりにおける出生数である出生率は、全国や山口県を下回って推移しています。



資料：国・山口県は人口動態統計、本市は山口県保健統計

(2) 合計特殊出生率の状況

本市の合計特殊出生率は、令和4（2022）年は1.21 人となっており、山口県の平均を下回っています。



資料：国・山口県は人口動態統計、本市は庁内資料

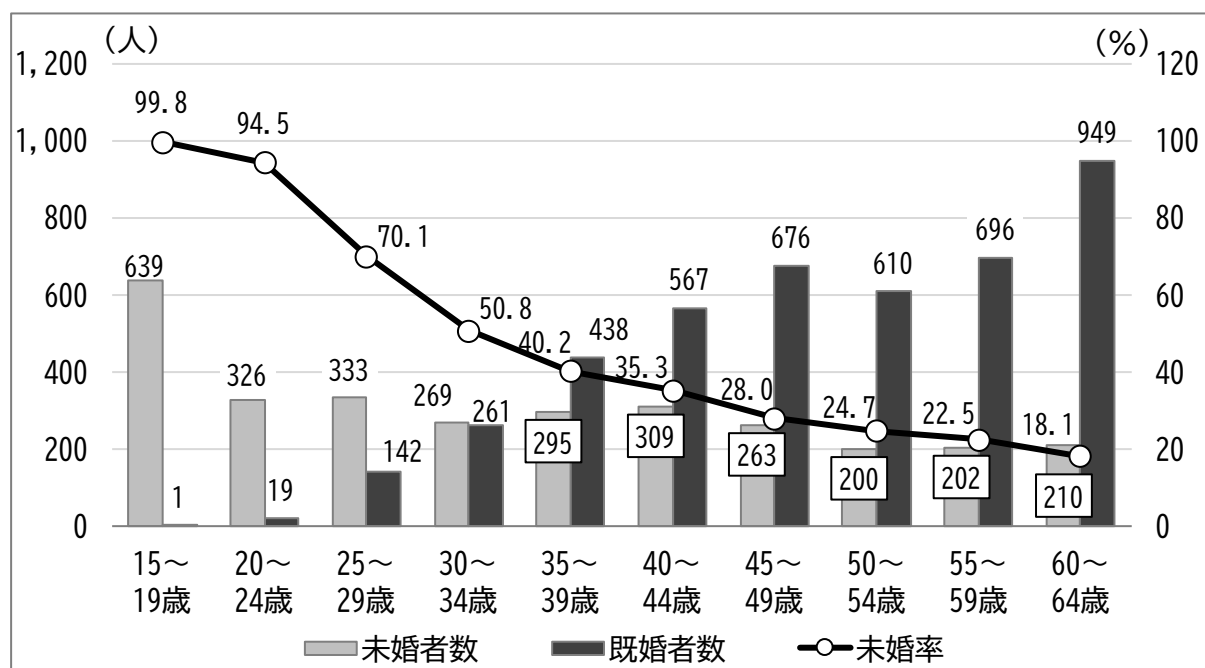
3 婚姻・離婚の状況

(1) 婚姻の状況

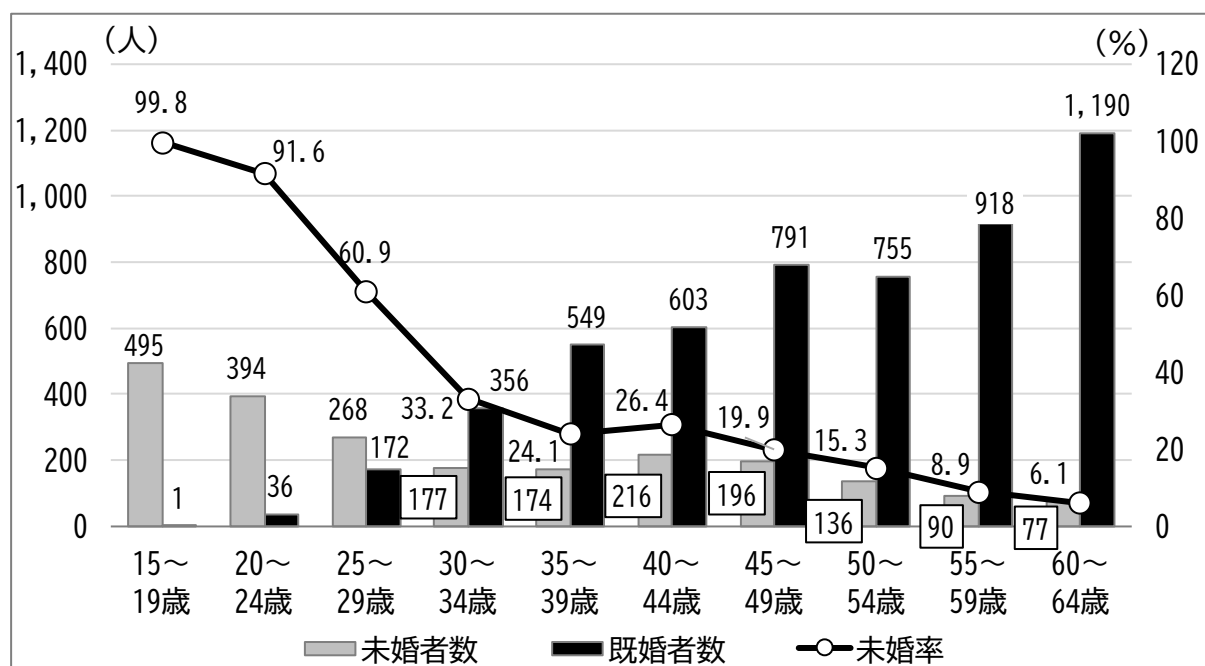
本市の未婚者数と既婚者数は、男性は30代後半から、女性は30代前半から既婚者数が未婚者数を上回ります。

未婚率は、ほぼ全ての年齢で、男性が女性を上回っています。

男性の未婚者数・既婚者数・未婚率



女性の未婚者数・既婚者数・未婚率

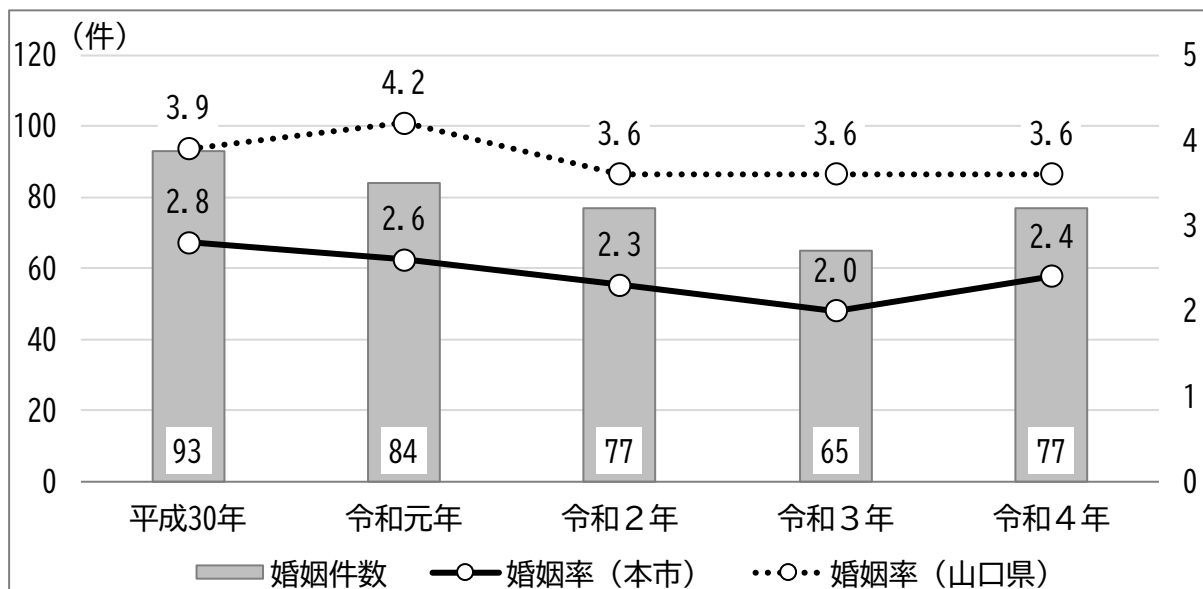


資料：令和2年国勢調査

(2) 婚姻件数と婚姻率の状況

本市の婚姻件数は、令和4（2022）年は77件となっています。人口1,000人当たりの婚姻率は、山口県の平均を下回って推移しています。

婚姻件数・婚姻率の推移

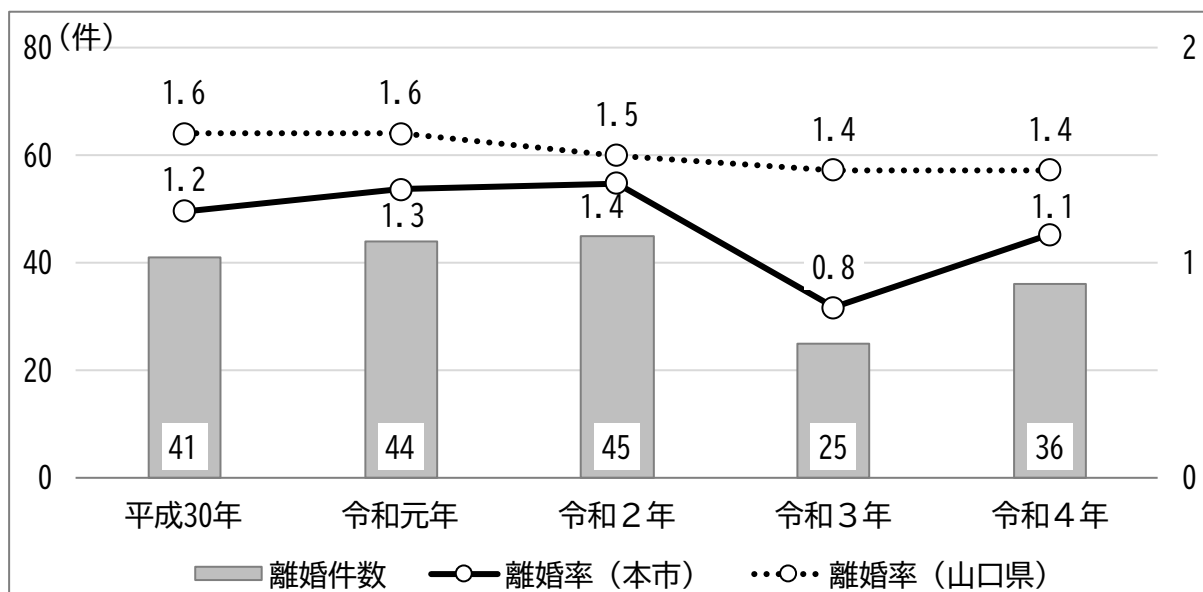


資料：山口県保健統計

(3) 離婚件数と離婚率の状況

本市の離婚件数は、令和4（2022）年は36件となっています。人口1,000人当たりの離婚率は、山口県の平均を下回って推移しています。

離婚件数・離婚率の推移



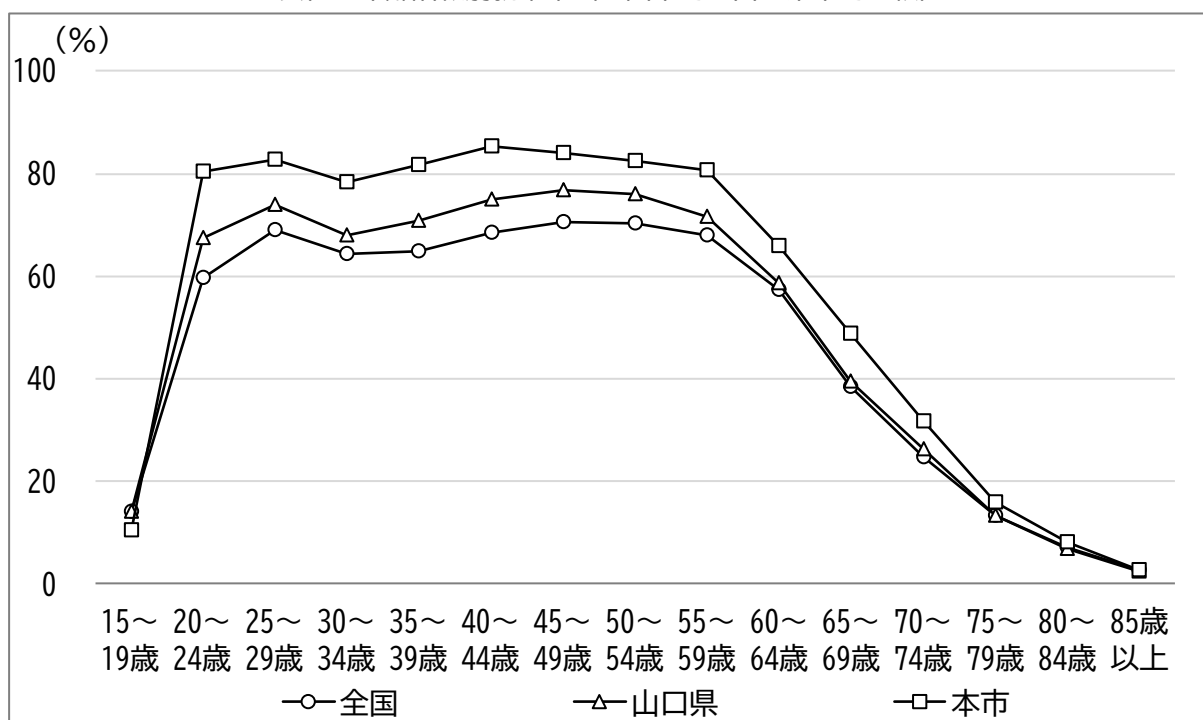
資料：山口県保健統計

4 女性の就業状況

本市の女性の年齢階級別就業率を、全国平均・山口県平均と比較すると、ほぼ全ての年齢層で上回っています。ただし、20～40代ではいわゆるM字カーブの傾向がみられ、結婚や出産を機にいったん離職し、育児が一段落したら再び働きだす女性が多いということが考えられます。

平成27（2015）年と令和2（2020）年を比較すると、25歳～44歳、55歳～84歳の年齢層で上昇しています。

女性の年齢階級別就業率（全国平均・山口県平均比較）

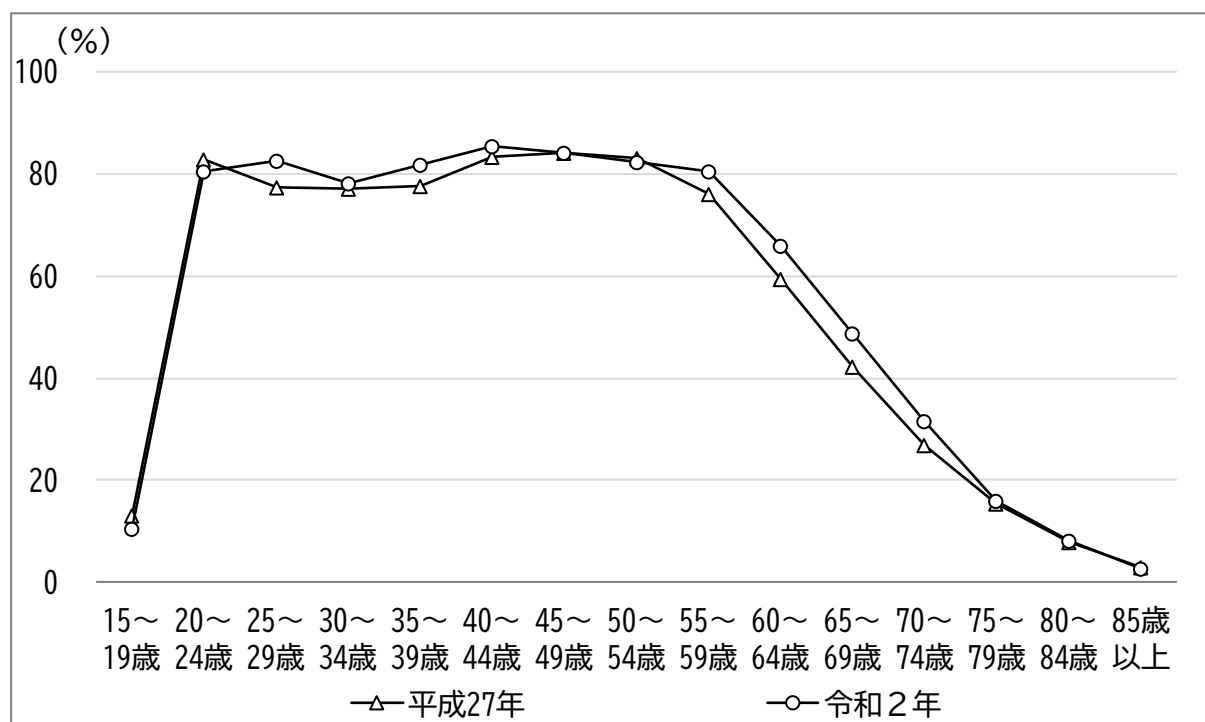


(単位：%)

	15 ～ 19 歳	20 ～ 24 歳	25 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 ～ 54 歳	55 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 ～ 79 歳	80 ～ 84 歳	85 歳 以上
全国	14.2	59.7	68.9	64.5	64.9	68.5	70.6	70.2	68.0	57.3	38.5	24.8	13.3	7.0	2.6
山口県	14.1	67.4	73.9	67.9	70.8	75.0	76.8	76.1	71.7	58.6	39.4	26.1	13.3	6.9	2.4
本市	10.5	80.5	82.6	78.3	81.8	85.4	84.0	82.4	80.6	65.9	48.7	31.6	15.8	8.3	2.7

資料：令和2年国勢調査

女性の年齢階級別就業率（平成 27 年・令和 2 年比較）



（単位：％）

	15 ～ 19 歳	20 ～ 24 歳	25 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 ～ 54 歳	55 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 ～ 79 歳	80 ～ 84 歳	85 歳 以上
平成 27 年	13.1	82.8	77.4	77.2	77.6	83.3	84.2	83.2	76.2	59.3	42.3	26.9	15.5	7.8	2.8
令和 2 年	10.5	80.5	82.6	78.3	81.8	85.4	84.0	82.4	80.6	65.9	48.7	31.6	15.8	8.3	2.7

資料：国勢調査

5 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(1) 調査の目的

第3期長門市子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、地域の多様な子育てニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするため、調査を実施する。

(2) 調査対象及び調査方法

①就学前児童保護者

調査対象：長門市在住の就学前のこどもがいる家庭

調査方法：保育園での配布・回収

幼稚園配布、郵送配布・郵送回収

調査期間：令和6年7月17日から令和6年8月2日

②小学生保護者

調査対象：長門市在住の小学1年生～小学3年生のこどもがいる家庭

調査方法：学校配布・郵送配布、学校回収・郵送回収

調査期間：令和6年7月6日から令和6年7月17日

(3) 回収率等

	配布数	有効回答数	有効回答率
①就学前児童保護者	539 通	357 件	66.2%
②小学生保護者	466 通	385 件	82.6%

(4) 調査結果の概要

①就学前児童保護者

●母親の就労状況

「フルタイム・アルバイト等」で就労している母親は、87.4%と前回調査（75.0%）に比べ増えています。

現在、就労していない母親でも、前回調査と同様に7割以上は、何年か先には就業したいという意向を持っています。

●平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

現在、保育所や幼稚園等の教育・保育事業（施設）を定期的に利用しているのは、92.2%です。

その内訳としては、「認可保育所」が65.3%で最も多く、次いで「認定こども園」が22.8%、「幼稚園」が11.9%となっています。

前回調査に比べると、「利用していない」が減っており、「認可保育所」「幼稚園の預かり保育」「ファミリー・サポート・センター」が増えています。

●病児・病後児保育

病気やけがで保育所や幼稚園が利用できなかったことは、「あった」(86.9%)が高く、この際の対処方法として、「母親が仕事を休んだ」(83.9%)、次いで「父親が仕事を休んだ」(38.1%)となっています。「父親が仕事を休んだ」割合は、前回調査(14.2%)に比べ、増えています。

「病児・病後児保育を利用した」は15.7%となっており、前回調査(13.7%)に比べ増えています。

母親、または父親が休んで対処した人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したかった」は29.8%となっており、前回調査(25.5%)より増えています。

●一時預かりの利用希望

私用、親の通院、不定期の就労等の理由で利用する必要性についてみると「利用したい」が38.9%となっています。前回調査(34.0%)に比べやや増えています。

●放課後児童クラブの利用意向

小学校低学年になったら過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ(学童保育)」が最も多く64.8%となっています。次いで「自宅」34.4%、「習い事」17.6%です。

「放課後児童クラブ(学童保育)」は、前回調査では53.8%でしたので、今回かなり増えています。

●子育てにおける悩み・不安

「病気や発育・発達に関すること」が24.6%と最も高く、次に「子どもの教育に関すること」(12.3%)となっています。

●保護者が必要と思う子育て支援

「子どもの居場所が整備される」が67.8%と最も高く、「子育てに関する負担を軽減できる(家事支援など)」が40.3%、「子どもや生活の悩みを相談できる」が28.3%となっています。

●児童虐待への理解

全体では、「知っている」が95.0%と最も高く、「言葉は聞いたことがある」が2.8%、「知らない」が1.1%と続いています。

●ヤングケアラーへの理解

全体では、「知っている」が71.4%と最も高く、「言葉は聞いたことがある」が14.0%、「知らない」が13.4%と続いています。

●『こども誰でも通園制度』の利用希望

全体では、「分からない」が38.1%と最も高く、「利用したい」が34.2%、「利用したくない」が14.6%となっています。



②小学生保護者

●放課後児童クラブの利用意向

小学校の放課後（平日の小学校終了後）に過ごさせたい場所は、「自宅」が 60.3%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」46.2%、「習い事」27.3%となっています。「放課後児童クラブ（学童保育）」は、前回調査（36.3%）と比べて増えています。

●現在通っている放課後児童クラブに対して重視する項目

「利用できる曜日や時間」（64.6%）が最も高く、次いで「子どもへの接し方、指導内容」（56.2%）となっています。

一方で、「悩み事などへの相談対応」（7.9%）、「保護者の要望・意見への対応」（7.3%）は低くなっています。

●子育てにおける悩み・不安

「子どもの教育に関すること」が 18.2%と最も高く、次に「病気や発育・発達に関すること」（17.7%）となっています。

●保護者が必要と思う子育て支援

「子どもの居場所が整備される」が 62.6%と最も高く、「子育てに関する負担を軽減できる（家事支援など）」が 26.5%、「子どもや生活の悩みを相談できる」が 17.4%となっています。

●児童虐待への理解

全体では、「知っている」が 93.0%と最も高く、「言葉は聞いたことがある」が 3.4%、「知らない」が 1.3%と続いています。

●ヤングケアラーへの理解

全体では、「知っている」が 74.5%と最も高く、「知らない」が 12.2%、「言葉は聞いたことがある」が 11.2%と続いています。

●『こども誰でも通園制度』の利用希望

全体では、「分からない」が 50.6%と最も高く、「利用したい」が 22.1%、「利用したくない」が 15.1%となっています。



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市はこれまで、「本市が目指す都市像との整合性」「子育ての第一義的な責任は保護者にあることを前提とし、本市において親が生きがいを感じ、楽しみながら子育てができるような環境づくり」「地域全体で子育てを応援する」を基本的な考え方としてきました。

第3期計画においても、これらの考え方は変わることなく、全てのこどもを健全に育成し、社会生活を送る上で困難を有することがない自立した若者になるよう支援するとともに、地域社会全体でこどもを育み、若者を支えるまちを目指します。

第3期計画においても、これまでの基本理念を踏襲することとし、この基本理念の実現に向けて施策を展開していきます。

【基本理念】
こどもの笑顔と成長は市民の宝
～子育て世代に選ばれるまちをめざして～

2 基本目標

第3期計画は、基本理念を実現するために、全てのこどもと家庭への支援という視点に立ち、こどもの最善の利益が実現される社会を実現できるような環境整備を図っていきます。また、地域ぐるみで子育てを支えていくような、家族、地域、行政、企業等社会のあらゆる分野において、それぞれの役割を果たし、社会全体で子育てを温かく応援し、支え合っていくことを目指します。

第2期計画の現状と課題を踏まえ、第2期計画に引き続き、次の6つの項目を基本目標として設定し、総合的な施策の展開を図っていきます。

(1) 子育て家庭への支援の充実

近年、子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観が多様化しており、各家庭のニーズに対応したサービスを充実させる必要があります。こどもたちが健やかに成長していけるよう、妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない子育て支援に取り組みます。

また、子育て家庭が孤立感や不安感、育児ストレス等を抱えることがないよう、世代を超えたふれあいや地域の活動を推進し、相談体制の充実や経済的支援に取り組み、安心して子育てができる環境を整備します。

(2) 健やかに産み育てる環境づくり

妊娠期を健やかに送り安心して出産を迎え、希望や自信を持って育児に取り組めるような環境を整備することは、母親にとって重要です。また、こどもが健やかに成長していくためには、健康づくり、病気等の早期発見、小児医療体制の充実が重要です。

このため、母子健康手帳交付時からのきめ細やかな保健指導等の充実や妊産婦・乳幼児等の訪問指導、妊産婦・乳幼児健康診査等を実施し、若年・高齢妊婦や不安感のある妊婦家庭に対する支援に取り組んでいきます。また、こどもの健やかな成長に向けて、こどもの発達段階に合わせた健康教育、妊産婦・乳幼児健康診査、小児医療体制について、より一層の充実に努めます。

(3) こどもの健全育成のための教育環境の整備

幼児期においては、幼稚園教育要領及び保育所保育方針等に基づき、全てのこどもが健やかに育つよう取組を推進します。

学齢期においては、「第3期長門市教育振興基本計画」に基づき、こどもが健全に育っていけるよう取組を推進します。

また、学校と地域住民等が連携・協働し、それぞれの役割を果たしながら、こどもの成長を支えていきます。

(4) 支援を必要とするこども等への支援の充実

こどもが安心してその地域で生まれ育っていくためには、児童虐待やいじめの防止等、こどもの権利が等しく保障され、安心して成長できる環境づくりが必要です。

障害のあるこどもや安心できる居場所のないこども、生活困窮世帯やひとり親家庭等、支援を必要としているこどもや家庭を支援し、誰もが安心して暮らせる地域づくりに努めます。

また、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されず、世代を超えて連鎖することのないように、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進していきます。貧困の連鎖を食い止め、全てのこどもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持ちながら育つことができるよう、母親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立まで、こどものライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、支援が届かない、または届きにくいこどもや家庭について、こどもに関係する機関が早期発見し、早期に適切な支援につなぐことができる体制を構築していきます。

(5) 子育てと仕事の両立支援

「働き方改革」という言葉が広まり、多くの企業で働き方の多様化を促進する動きが求められています。さらに、令和2（2020）年以降は、新型コロナウイルスの流行を受け、テレワークや時差出勤等の導入を進める企業も増加傾向にあることから、働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスが求められています。

安心して仕事と子育てを両立できるよう、保育サービスや放課後児童クラブの充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、男女共同参画による子育てを促進し、子育てしやすい環境づくりを推進します。

（６）安全・安心なまちづくりの推進

子育ては、家庭だけの問題ではなく、地域社会全体で支え、見守ることが重要です。近年の地域社会は、地域への愛着心の希薄化に伴い、集落機能が弱体化しており、子育て家庭を支える機能も弱まっていることから、集落機能の再生や市民活動団体の活性化を推進します。

また、こどもや子育て家庭が安全で安心して暮らせるよう、合理的配慮も講じながら、安全に遊べる公園等を整備するとともに、道路環境や公共施設においても、あらゆる人が利用しやすいよう整備に努めます。さらに、こどもが犯罪や事故等の被害に遭わないように、関係機関や地域・学校と連携し、交通安全対策や犯罪被害防止の取組を推進します。



3 施策の体系図

第3期計画では、基本目標である「子育て家庭への支援の充実」「健やかに産み育てる環境づくり」「こどもの健全育成のための教育環境の整備」「支援を必要とするこども等への支援の充実」「子育てと仕事の両立支援」「安全・安心なまちづくりの推進」に取り組むことで、基本理念の実現を図ります。

基本理念	基本目標	施策の方針等
こどもの笑顔と成長は市民の宝 （子育て世代に選ばれるまちをめざして）	子育て家庭への支援の充実	(1) 子育て支援サービスの充実 (2) 経済的負担の軽減 (3) 相談体制、情報提供の充実
	健やかに産み育てる環境づくり	(1) 親子の健康維持への支援 (2) 食育の推進 (3) 思春期の保健対策の強化
	こどもの健全育成のための教育環境の整備	(1) 学校における教育環境の整備 (2) 生きる力の育成 (3) 家庭の教育力の向上
	支援を必要とするこども等への支援の充実	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭等の自立支援 (3) 障害のあるこどもがいる家庭への支援 (4) 困難を抱える家庭への支援 (長門市こどもの貧困の解消に向けた対策の推進計画)
	子育てと仕事の両立支援	(1) 就業環境の整備 (2) 保育サービスの充実 (3) 放課後児童クラブの充実
	安全・安心なまちづくりの推進	(1) 子育て家庭を支える地域社会の形成 (2) こどもの安全の確保 (3) 犯罪等の被害を防ぐための環境の整備 (4) 子育てを支援する生活環境の整備

第4章

施策の展開

本章では、各基本目標を達成するために取り組んでいく施策の実施方針や課題等を記載します。

記載してある担当部署等の名称は、本庁の機構改革等により変更となる場合があります。

※第2期計画に掲載がない取組には☆、第3期計画期間から実施予定の取組には★を表記しています。

1 子育て家庭への支援の充実【基本目標1】

(1) 子育て支援サービスの充実

①第2期計画期間中の取組内容と課題

核家族化の進展、人との結び付きの希薄化の進む社会環境の中で、「身近に相談する人がいない」「子育て支援の内容を知らない」「子育てを学ぶ機会が無い」といった意見から、育児に対する負担感や不安、孤立を感じる親が増えているという現状を捉え、地域子育て支援センターにおける支援の充実、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業の推進及び民生委員・児童委員や母子保健推進員による子育て家庭へのきめ細かな支援の推進を図ってまいりました。

具体的には、地域子育て支援センターでは、育児に対する負担感や不安、孤立感の解消を目的に、乳幼児のいる親子の交流や専門的な育児相談、育児情報の提供を充実させたほか、食育セミナーや乳児の虫歯予防教室、ファミリー・サポート・センターと共同による救命講座や交通安全教室を実施しました。また、民生委員・児童委員による子育て家庭への支援を充実させるため、子育て支援に関する研修を実施し、よりきめ細かな相談・支援が行えるようスキルアップを図りました。

しかしながら、児童虐待の相談対応件数の増加等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等にあり、虐待が深刻化する例もあるため、令和4(2022)年6月の児童福祉法等に基づき、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化として、「こども家庭センター」を設置し、これまで以上に母子保健と児童福祉の連携を強化し、地域資源と連携・協働しながら、全てのこどもとその世帯及び全ての妊産婦等の健やかな成長のために継続的かつ途切れのない支援を行う必要があります。

また、就学前児童保護者を対象としたニーズ調査では、年間を通じて定期的に利用しているサービスについて、「認可保育所」「認定こども園」「幼稚園」を除く回答は多くなく、支援が浸透しているとは言い切れないのが実情です。

②第3期計画における今後の主な取組内容と担当課

取組名	取組内容	担当課
こども家庭センター★ (利用者支援事業)	保健師や社会福祉士、精神保健福祉士等が中心となり、妊娠期から子育て期にわたる全ての家庭に寄り添いながら不安の解決に向け、ネットワークの調整、サポートプランの作成等の相談支援と、児童虐待、ヤングケアラーに関する相談支援を行います。	子育て支援課

取組名	取組内容	担当課
地域子育て支援センター (地域子育て支援拠点事業)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設けて、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助等を行います。こども家庭センターと連携し、効率的・効果的な運営を目指します。	子育て支援課
妊婦健康診査	妊娠中の母体の健康維持と胎児の健やかな発育を促進するため、妊婦健康診査の公費助成を妊娠期間中に14回行います。	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を全て訪問し、不安や悩みの相談に応じるとともに、育児に関する情報提供や養育環境の把握等を行います。 相談支援のスキルアップを図るとともに、関係機関と連携し、適切な支援に努めます。	健康増進課
養育支援訪問事業	保護者の養育に支援が必要と認められる乳幼児家庭を訪問し、相談・助言等を行うとともに、必要に応じて適切な機関につなげます。 相談支援のスキルアップを図るとともに、関係機関と連携し、適切な支援に努めます。	子育て支援課
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。 緊急対応や利用ニーズに応えることができるよう、委託先の確保に努めます。	子育て支援課
子育て世帯訪問支援事業 ★	家事・子育て等に対して不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター (子育て援助活動支援事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者や地域で子育ての援助を行いたい人を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。	子育て支援課

取組名	取組内容	担当課
	登録会員数は増加傾向にありますが、実質的な利用者は固定化する傾向にあることから、共助による保育の啓発や会員の増加に努めます。	
一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育)	保育認定を受けないこどもについて一時的に通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行います。 ※幼稚園における従来の「預かり保育(延長保育)」に相当する事業です。	子育て支援課
一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育以外)	保育認定を受けないこどもについて利用希望に応じて一時的に保育所や認定こども園で保育を行います。	子育て支援課
時間外保育事業 (延長保育)	保育認定を受けたこどもが、定時の預け時間を超えて利用時間が必要となった場合に、認定こども園や、保育所等で通常の利用日及び利用時間を超えて保育を行います。	子育て支援課
病児保育事業	こどもが病気または病気の回復期で、集団保育が困難であり、保護者の仕事等により家庭でも保育ができない場合に、医療機関併設施設でこどもを預かります。	子育て支援課
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	放課後に留守家庭となる小学生(1年生～6年生)を対象に遊びや生活の場を提供します。	子育て支援課
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)★	保護者の就労の有無や理由を問わず、0歳6か月～2歳までの未就園児を対象に、保育所等で一時期な預かりを行います。 令和8(2026)年度から実施を予定しています。	子育て支援課
産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行います。母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう、医療機関への短期入所や助産師の訪問による支援を行います。	子育て支援課

(2) 経済的負担の軽減

①第2期計画期間中の取組内容と課題

乳幼児期のこどもがいる世帯に対しては、令和5(2023)年1月から出産・子育て応援事業の「出産応援ギフト」・「子育て応援ギフト」の支給を開始したほか、令和5(2023)年10

月からはすくすく赤ちゃん応援券の支給を実施し、学齢期のこどもがいる世帯に対しては、令和5（2023）年度から小中学校の入学エール給付金の支給や修学旅行費用の補助を実施しています。またさらに、令和6（2024）年度からは、学校給食費の無償化や子ども医療費助成事業（高校生）の所得制限を撤廃し、0歳から18歳年度末までの児童の医療費の無償化を行いました。

それぞれのライフステージにおいて、支援のすき間がないよう経済的支援の強化を図りましたが、今後も、若い世代が安心して結婚し、こどもを産み、育てることへの希望が持てるよう、国の子育て支援施策を注視し、多子世帯やライフステージに応じた節目の経済的支援に努め、事業の周知を図る必要があります。

②第3期計画における今後の主な取組内容と担当課

取組名	取組内容	担当課
不妊治療費助成事業	不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減のため、所得要件を設けず、不妊治療費を助成し、こどもを産み育てやすい環境づくりを推進します。	健康増進課
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業☆	国の制度に基づき、妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、相談支援と組み合わせて妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援（妊婦のための支援給付事業）を実施します。	健康増進課
すくすく赤ちゃん応援券支給事業☆	子育て世帯の経済的負担軽減のため、0歳から1歳児の保護者に対して、市内の指定取扱店でおむつ等と交換できるすくすく赤ちゃん応援券を支給します。	子育て支援課
児童手当給付事業	国の制度に基づき、こどもの健やかな成長のため、こども及びその保護者に対し、手当を支給し、生活の安定を図ります。	子育て支援課
乳幼児・子ども医療費助成事業	乳幼児から高校3年生（18歳到達）までの保護者に対して、医療費の助成を行います。	子育て支援課
多子世帯の国民健康保険料の減免☆	満18歳未満のこどもが3人以上いる世帯で、一定の要件を満たす場合、こどもに係る国民健康保険料の均等割額を全額免除します。	総合窓口課
副食費助成事業	幼稚園や保育所等を利用する満3歳以上の小学校就学前のこどもの保護者に対し、幼稚園や保育所に支払うべき食事の提供に要する費用のうち副食費の提供に要する費用の一部を助成します。	子育て支援課

取組名	取組内容	担当課
入学エール給付金事業☆	小学校及び中学校の入学時に祝金を支給します。	子育て支援課
学校給食費無償化事業☆	市内小中学校に在籍する児童生徒の給食費を無償化します。また、市外に就学する児童生徒については、給食費相当分を補助します。	教育総務課
小中学校修学旅行費補助事業☆	市内小中学校等に在籍する児童生徒等の修学旅行に係る経費の一部を補助します。	教育総務課
就学援助制度	経済的な理由から、学用品等の購入が困難な生活保護世帯や生活困窮の状態にある世帯の児童生徒に対して、その費用の一部を援助します。	学校教育課
高等学校生徒通学費支援事業	高校生の通学費を助成し、高等学校へ進学しやすい環境を整え、より良質な教育環境の整備を図ります。	子育て支援課
保育料無償化事業★	保育園等の3歳未満児にかかる保育料について、第1子目から無償化し、全ての園児の保育料を無償化します。	子育て支援課

(3) 相談体制、情報提供の充実

①第2期計画期間中の取組内容と課題

相談体制の充実については、令和4（2022）年度に専門的な相談対応や訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う機関として子ども家庭総合支援拠点を設置し、重層的支援体制整備事業と連携しながら、子育て期における支援体制の強化を図りました。

また、スマートフォンを活用した無料の小児科・産婦人科オンライン相談サービスを開始し、妊娠中の悩みや出産のこと、産後の心身の悩み、こどもの健康、子育ての悩み等について、産婦人科医や小児科医、助産師にいつでも気軽に相談ができる環境整備を行いました。

情報提供の充実については、各種健診・予防接種の通知や子育て世帯に対する様々な情報を提供するツールとして、令和4（2022）年度から長門市版母子手帳アプリ「ハローベイビーながさぽ by 母子モ」の提供や、本市のホームページ内に子育て支援情報サイト「ながと子育てナビ」のリニューアルを行いました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化により、妊産婦や子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化していることから、相談内容は複雑化・複合化し一層深刻となっています。このような状況に対応するため、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）と子育て世代包括支援センター（母子保健機能）の一体化したこども家庭センターの設置や相談対応を行う支援者のスキルアップが必要となります。また、情報提供においても、必要な人に必要な情報が提供できるよう、今後も多様な媒体・機会を活用していく必要があります。

②第3期計画における今後の主な取組内容と担当課

取組名	取組内容	担当課
こども家庭センターの設置★	妊産婦、出産、子育て全般に関する相談のほか、こどもの発達状態、児童虐待や貧困、ヤングケアラー等に関するあらゆる相談に応じます。	子育て支援課
相談支援体制の強化	重層的支援体制により、こども、障害、高齢及び生活困窮分野の相談機関が、分野を問わず相談を受け止め、関係機関や福祉サービスへの利用調整を行います。	子育て支援課 健康増進課 高齢福祉課 地域福祉課
地域子育て支援センターの利用推進	育児に関する不安の相談に総合的に対応するため、より多くの子育て世帯が利用しやすい環境づくりに努めます。	子育て支援課
民生委員・児童委員や母子保健推進員の活動の充実	○主任児童委員を中心とした民生委員・児童委員の活動により、子育て家庭への支援を推進するとともに、地区定例会や主任児童委員会において情報の共有を図り、子育て支援の充実を図ります。 ○母子保健推進員による子育て中の親子が参加できる取組を推進していきます。	地域福祉課 健康増進課
子育てに関する情報提供の推進	必要な人に必要な情報が提供できるよう、多様な媒体・機会を活用して、子育てに関する情報を提供します。	子育て支援課 健康増進課

2 健やかに産み育てる環境づくり【基本目標2】

(1) 親子の健康維持への支援

①第2期計画期間中の取組内容と課題

第2期計画期間においては、母子健康手帳交付時から妊娠期、出産・子育てまできめ細かな保健指導等の充実や妊産婦・乳幼児健康診査等の充実に努めてまいりました。特に若年・高齢妊婦や不安感のある妊婦家庭に対する保健指導を含めた支援については、関係機関と連携しながら、きめ細かな対応を行っています。高齢妊婦や未婚、生活困窮等の複数の課題を抱えた妊婦家庭は、増加傾向にあり、より細かな支援が必要となっており、関係機関との連携や支援体制の強化を図る必要があります。

乳幼児健康診査については、令和5（2023）年度から3歳児健康診査時の屈折検査（視覚検査）を、令和6（2024）年度から新生児聴覚検査と1歳児健康診査を導入し、こどもの病気等の早期発見に努め、健やかなこどもの成長と、安心して子育てができるよう支援を行

っています。しかし、乳幼児健康診査を受診しない家庭もあり、受診勧奨による接触を図りながら生活状況を把握し、ネグレクト等の早期発見に努める必要があります。

②第3期計画における今後の主な取組内容と担当課

取組名	取組内容	担当課
切れ目のない包括的な支援	○安心して妊娠、出産、子育てができるよう、母子健康手帳交付時から切れ目なく支援するとともに、高齢妊婦や未婚、生活困窮等の複数の課題を抱えた妊婦等に対しては、関係機関と連携し、家庭や生活環境を含めたきめ細かな支援に努めます。 ○5歳児すこやか相談会を実施し、保護者が感じる養育上の違和感や困り感等の相談に寄り添い、早期に適切な支援につなぐことで円滑な就学を図ります。	健康増進課 子育て支援課
無料の小児科・産婦人科オンライン相談サービスの提供☆	スマートフォンを活用した無料の小児科・産婦人科オンライン相談サービスの提供により、妊娠中の悩みや出産のこと、産後の心身の悩み、こどもの健康、子育ての悩み等について、産婦人科医や小児科医、助産師にいつでも気軽に相談ができる環境づくりに努めます。	健康増進課
妊産婦・乳幼児健康診査の実施	妊産婦・乳幼児健康診査を実施し、早期に病気等の発見に努めます。未受診の家庭については、速やかに受診勧奨を行い、支援が必要な家庭を早期に発見し、適切な支援につなぎます。	健康増進課
健康教育の推進	こどもの発達段階に合わせた健康教育を実施し、病気等の予防や早期発見に努めます。	健康増進課

(2) 食育の推進

①第2期計画期間中の取組内容と課題

第4次長門市食育推進計画では、小中学生で家族と夕食を食べる割合が減少していることや核家族化やひとり親家庭の増加等により、健全な食生活、家庭での調理技術の習得が困難になっている等の課題が挙げられています。こどもの食習慣は、親の食生活に大きく影響を受けることから、食育関係団体や庁内関係課が連携しながら、保護者向けや親子で取り組める食育活動、共食を推進する必要があります。

②第3期計画における今後の主な取組内容と担当課

取組名	取組内容	担当課
ライフステージ別の食育の推進	○長門市食生活改善推進協議会、保育所、学校等の関係団体と連携し、食育の推進に取り組むことにより、生涯にわたる適切な食習慣の確立を図ります。 ○妊婦教室や幼児健診等において、食事指導を行い、妊娠期からの適切な食習慣の確立を図ります。 ○公立保育所において、親子クッキングを実施します。 ○学校給食における地域の食材を使った料理教室を開催し、魚食の普及に努めます。 ○自立した生活を始める前の高校生を対象に、食育セミナーを実施します。	健康増進課 子育て支援課 農林水産課 教育総務課
ながとお料理コンクールの実施	市内小中学生を対象に「ながとお料理コンクール」を実施し、適切な食習慣の確立を図ります。	健康増進課
学校給食の充実	○豊富な地元食材を活用する機会を増やし、魅力ある給食の提供に取り組みます。併せて、ICT等を活用した食育教材を作成し、地元食材の特徴等を紹介することで食育の充実を図ります。 ○長門市水産物需要拡大総合推進協議会を通じて、学校給食においてアジやイカ等の長門の水産物を活用した健康・食育活動を推進します。	教育総務課 農林水産課

(3) 思春期の保健対策の強化

①第2期計画期間中の取組内容と課題

思春期は身体的、精神的に著しく発達、変化する時期です。この時期の心と体の健康を守るため、こども自身が必要な知識を身に付け、情報を自ら得るとともに、適切な対応を取ることができるよう、普及啓発や環境づくりに努めています。

②第3期計画における今後の主な取組内容と担当課

取組名	取組内容	担当課
保健教育の充実	成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスのとれた成長を促すとともに、性に対する正しい知識を身に付けさせるため、発達に応じた保健教育を推進します。	学校教育課
相談体制・支援体制の充実	養護教諭やスクールカウンセラーと連携した教育相談体制により、児童・生徒の性に関する悩みや相談に対応します。	学校教育課
自分を守る知識の普及	飲酒・喫煙・薬物等が及ぼす健康への影響について、児童生徒の学習機会を図るとともに、インターネットを通じたトラブルに巻き込まれないよう、こどもと保護者を対象とした情報モラル教室の実施や学校便り等を通じた啓発活動に努めます。	学校教育課
問題行動に対する連携強化	少年非行等の問題行動やいじめ・不登校問題について、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりを強化し、こどもの心の問題に寄り添い、関係する機関が連携して対応します。	学校教育課 子育て支援課 地域福祉課 高齢福祉課

3 こどもの健全育成のための教育環境の整備【基本目標3】

(1) 学校における教育環境の整備

①第2期計画期間中の取組内容と課題

安全・安心な教育を支える環境の整備として、学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習や生活の場であり、豊かな人間性を育む上で重要な役割を果たします。このため、学校施設の老朽化に対し、日常的な安全点検をこれまで以上に強化することはもとより、「長門市学校施設長寿命化計画」を踏まえた改修を進めていくこととしていますが、改修には多額の費用を要するため、国の交付金等を活用しながら財源を確保し、計画的に整備を進めていく必要があります。

また、いじめや不登校、問題行動等の未然防止や早期解決に向けた取組や教育支援活動を進めていますが、SNS 等を介した友達同士のトラブルや不登校児童生徒数が増加傾向にあり、学校だけでは解決が困難な問題も出現しています。

質の高い教育に対応するための教職員の指導体制と教育環境の充実として、ICT 教育環境の整備や教職員の資質向上、教職員の指導体制の充実を図ってまいりましたが、ICT については、児童生徒に1人1台の端末が整備されたことから、今後は、これらの環境を活用し、授業をはじめとする教育活動の中で、誰一人取り残すことのない確かな学びを構築していくための体制の充実を図り、効果的に取組を進めていく必要があります。また、少子高齢化に伴い、各中学校区において小中学校で地域連携カリキュラムづくりを行うことや、小中一貫教育への取組を生かした「地域とともにある学校づくり」のさらなる推進が必要です。

地域総がかりでこどもたちを育てる環境の整備として、学校・家庭・地域の連携を推進するため、公民館を核とした市民参画による教育支援ネットワークシステム「地域協育ネット」を確立し、コミュニティ・スクールと一体となった活動に取り組んでいますが、地域の特色を生かしたコミュニティ・スクールの運営が行えるよう、支援充実のための人員配置を継続する等、地域連携教育の推進に向けたさらなる取組が必要です。また、公民館長に地域と学校との関係を上手くコーディネートするスキルが求められています。

②第3期計画における今後の主な取組内容と担当課

取組名	取組内容	担当課
学校施設の改修	学校規模適正化の検討に応じて長門市学校施設長寿命化計画の見直しを図りながら、引き続き計画的な改修を進めます。	教育総務課
通学支援	○スクールバスの運行や通学路の安全点検の実施により、こどもたちの通学時の安全確保に努めます。 ○遠距離通学児童生徒の通学に係る費用を補助し、経済的な負担を軽減します。	教育総務課 学校教育課
いじめの根絶及び不登校の解消	教育相談体制の充実とともに、少年安全サポーターやスクールソーシャルワーカー等による支援の充実、学校と教育支援センター等の関係機関との連携・協働により専門的知見を踏まえた支援に取り組めます。	学校教育課
ICT の活用促進	学校において1人1台端末の活用が円滑に進むよう、通信環境の改善、向上に努めるとともに、教職員の研修体制の整備やICT支援員の派遣、校務の情報化等による教職員の負担軽減等に取り組む、学校におけるICT活用促進に向けた体制の充実を図ります。	教育総務課 学校教育課

取組名	取組内容	担当課
地域総がかりでこどもたちを育てる環境整備	○こどもたちが、将来ふるさと「長門」の担い手となるように、様々な人的・物的な支援体制を充実させていくとともに、学校・地域連携カリキュラムと児童生徒の主体的な活動等の充実を図ります。 ○公民館長が地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を果たしながら、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」への取組を推進します。	学校教育課 地域連携教育推進課

(2) 生きる力の育成

①第2期計画期間中の取組内容と課題

幼児期や学齢期においては、一人一人の学ぶ意欲や学力等を向上させるとともに、豊かな心と健やかな身体を育成し、こどもたちが社会で生き抜く力を育てる必要があります。

「確かな学力」の育成に当たっては、全国学力・学習状況調査や県の独自調査の結果を基に、学力向上プラン検討会や教職員の研修会を実施しており、今後も研修会等を継続し、各学校における組織的な取組や効果のあった実践を共有すること、方針及び計画の進行管理を充実させていくことが必要です。

豊かな心の育成については、みずぎ教育の充実により、「他人を思いやる心」や「多様性に対する寛容さ」を育み、また、一人一人の社会的・職業的な自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる「キャリア教育」として、「長門夢・みらいフェスタ」を実施し、市内の企業や団体、高等学校等との交流や体験活動を通じて、職業観や勤労観、ふるさと長門への愛着の育成を図っています。

本市では、「第3期長門市教育振興基本計画」において、こどもたちの個性を大切にしながら、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育くむことを目標としており、「確かな学力」を身に付けるための教育内容・方法の充実やこどもの発達段階に応じた豊かな心と体の育成、特別なニーズに応じた教育の推進を図っていく必要があります。

②第3期計画における今後の主な取組内容と担当課

取組名	取組内容	担当課
「主体的・対話的で深い学び」の実現	ICT 機器の活用や英語への興味関心を高めるような取組を充実させていきます。また、研修会等を継続して開催します。	学校教育課
こどもの豊かな心と健やかな身体の育成	○幼稚園・保育園・学校・家庭・地域関係機関と連携しながら、人権教育・啓発活動に取り組むとともに、みずぎ教育の充実によ	学校教育課 子育て支援課

取組名	取組内容	担当課
	り、「他人を思いやる心」や「多様性に対する寛容さ」等を育みます。 ○給食を充実させ、食育の推進を図り、体や健康に関する調査等の結果を活用しながら、研修会等を実施します。 ○職業に関する学習や体験、各種催し物等による、異年齢交流や地域の大人との関わり等を通して、望ましいキャリア形成につながる取組を推進します。	
特別なニーズに対応した教育の推進	○特別支援教育補助教員や地域コーディネーターの配置を継続・充実させ、実態を踏まえたきめ細かな支援に取り組めます。 ○支援が必要なこどもが円滑な学習活動や学校生活を送ることができるように就学前から幼稚園・保育所・保健師等と連携・情報共有に努めます。 ○外国籍のこどもが安心して学校生活が送られるように教育環境の充実を目指し、通訳等の支援活動を行います。	学校教育課 子育て支援課 健康増進課

(3) 家庭の教育力の向上

①第2期計画期間中の取組内容と課題

こどもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断等の基本的倫理観、自立心や自制心及び社会的マナー等を身に付けていく上では、乳幼児期から親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいが重要です。

かつては、地域において親や家庭教育を支える仕組みや環境がありました。核家族化や少子化、働き方の変化により、地域とのつながりが希薄化し、親が身近な人から子育ての仕方を学ぶ機会が減ったり、子育ての悩み等気軽に相談できる人がそばにいないといった、子育て家庭を取り巻く状況や、子育てを支える環境も大きく変化しています。

こどもの成長を支えていくためには、学校と地域住民等が連携・協働し、それぞれの役割を果たしながら活動を行っていくことが必要です。本市では、家庭・地域・学校の連携を推進するため、公民館を核とした市民参画による教育支援ネットワークシステム「地域協育ネット」を確立し、コミュニティ・スクールと一体となった活動に取り組んでいます。

また、保護者が開設する家庭教育学級や青少年育成市民会議等の活動を支援し、青少年の健全育成に取り組むとともに、放課後子ども教室を開設し、放課後のこどもの居場所づくりに取り組んでいます。

このような家庭・地域・学校の連携を強化し、学習成果を生かす協働の促進により、大人と子どもがつながりふれあうことで、こどもの規範意識やコミュニケーション能力を向上させ、さらに、こどもの笑顔に接することで大人のやる気と元気を回復させるという相乗効果を目指します。

②第3期計画における今後の主な取組内容と担当課

取組名	取組内容	担当課
家庭及び地域の教育力の向上	保護者を対象とした子育て講座や講演会等、基本的な生活習慣や親としての役割、こどもとの関わり方の気付きを促進する学習機会の充実を図ります。また、子育て交流会を実施し、親同士の関係づくりや生活習慣、学習について正しい情報を提供します。	地域連携教育推進課 学校教育課 子育て支援課
放課後子ども教室の充実	放課後のこどもの安全で健やかな居場所を確保するとともに、教育支援ネットワークシステムの人材を活用し、様々な体験活動を行います。	子育て支援課
地域協育ネットにおける体験活動の充実	公民館を核とした教育支援ネットワークシステムの推進を図り、地域におけるこどもの学びを充実させます。	地域連携教育推進課

4 支援を必要とするこども等への支援の充実【基本目標4】

(1) 児童虐待防止対策の充実

①第2期計画期間中の取組内容と課題

児童相談所等へ寄せられる児童虐待対応件数の増加やこどもの命が奪われる重大な事件が後を絶たないことから、国は、令和4（2022）年6月に児童福祉法を改正し、市町村へ設置している児童福祉分野の「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健分野の「子育て世代包括支援センター」の設立意義や機能は維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに一体的に相談支援を行う機関である、こども家庭センターの設置を努力義務化しました。

本市においても、本市が掲げる「切れ目のない一貫した子育て支援」に取り組むため、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応えた支援につなぐ組織として、令和7（2025）年4月のこども家庭センター開設を目指し、令和6（2024）年度に子育て支援課内にこども家庭センター設置準備室を設置しました。

また、近年社会問題化しているヤングケアラーの支援については、ヤングケアラー支援体制強化事業として、令和5（2023）年度に民生委員・児童委員、保育・学校関係者等を対象にヤングケアラー啓発推進研修会を実施し、ヤングケアラーについての理解を深め、支援者としてヤングケアラーの早期発見、支援に必要な視点を知り、配慮すべき点や支援者の連携について学びました。

しかしながら、少子高齢化や核家族化の進行等を背景に、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は多様化し、それぞれが抱える生活課題も複雑化、複合化しており、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している中で、児童虐待相談対応件数や子育てに関する相談対応件数が年々増加してきており、特定妊婦・ハイリスク妊婦の人数も増加しています。

また、ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であり、本人や家族にも自覚がないといった理由から支援が必要であっても表面化しにくくなっているため、早期に発見し適切な支援につなぐことができる体制を構築することが必要です。

②第3期計画における今後の主な取組内容と担当課

取組名	取組内容	担当課
こども家庭センターの設置★	母子保健と児童福祉の専門的な知識を有する保健師や社会福祉士、精神保健福祉士等が中心となり、妊娠期から就学期にわたる全ての家庭に寄り添いながら不安の解決に向け、ネットワークの調整、サポートプランの作成等の相談支援と、児童虐待、ヤングケアラーに関する相談支援を行います。	子育て支援課
児童虐待防止やヤングケアラーへの支援	支援段階を「未然防止、早期発見、早期支援、継続支援」の4段階に分類し、それぞれの段階において適切な対応が行える体制を構築します。	子育て支援課 健康増進課 学校教育課 地域福祉課 高齢福祉課
支援を必要とする家庭の早期発見	妊娠期からの支援や乳児家庭全戸訪問等を通じ虐待の発生予防に努めつつ、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、関係機関と連携し、適切な支援につなげます。	健康増進課
早期支援の充実	○子育て短期支援事業のニーズに対応できるよう受け入れ施設の確保に努めるとともに、里親委託の導入も検討していきます。 ○養育支援家庭訪問事業について、妊娠、出産、子育てに対して、不安や孤立感を抱える家庭に対し、保健師や助産師、保育士等	子育て支援課

取組名	取組内容	担当課
	が家庭を訪問し、相談・指導・助言を行い、育児に対する不安や負担の軽減を図ります。	
継続支援の充実	○産後ケア事業について、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。 ○子育て世帯訪問支援事業について、サービスの提供体制を整備するため、市内事業所と調整を行います。	子育て支援課
こどもの権利等の普及啓発	「人が人として生きる権利」は、大人でも子どもでも変わりはありません。様々な人権課題について、広報紙等で情報発信を行うとともに、住民にとって身近な地域や学校等、様々な場所での学習機会の提供に努めます。	子育て支援課 学校教育課 地域連携教育推進課 市民活動推進課

(2) ひとり親家庭等の自立支援

①第2期計画期間中の取組内容と課題

厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和4(2022)年)によると、ひとり親世帯の貧困率は44.5%と高い割合となっています。ひとり親家庭は、経済的に厳しい状況に置かれている世帯が多く、さらに、世代間の貧困の連鎖等も大きな課題となっているため、令和元(2019)年度から、経済的な理由により学業や進学環境が十分ではない世帯の中学生に対し、こどもにやさしい環境づくり学習支援事業を実施し、基礎学力の定着や安心・安全な居場所の提供を行っています。こどもにやさしい環境づくり学習支援事業は、参加者が少ないことから、支援が必要なこどもがより参加しやすい環境づくりが必要です。

②第3期計画における今後の主な取組内容と担当課

取組名	取組内容	担当課
相談支援の充実	○ひとり親家庭のニーズに応じた相談が可能となるよう、相談窓口である母子・父子自立支援員の相談支援のスキル向上を図ります。 ○必要な家庭に確実に支援が届けられるよう、こども家庭センターや山口県母子・父子福祉センター等の関係機関と連携強化を図ります。	子育て支援課

取組名	取組内容	担当課
経済的負担の軽減と就労支援	○児童扶養手当や医療費助成等の支援に取り組めます。 ○高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金を活用し、ひとり親家庭の生活の安定のために、資格の取得を促進します。 ○ハローワーク（公共職業安定所）や山口県母子・父子福祉センターと連携し、自立に向けた就労を支援します。	子育て支援課
ニーズに応じたサービスの提供	○子育て短期支援事業や保育サービス、放課後児童クラブ等ひとり親家庭のニーズに合った利用ができるよう体制整備に努めます。 ○中学生に対し、安心・安全な居場所を設け、悩み相談を行いながら、学習支援を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭支援施策の広報・普及啓発	ひとり親家庭に施策が認知されるよう、ホームページや広報を活用し、情報提供を行います。	子育て支援課

（３）障害のあるこどもがいる家庭への支援

①第２期計画期間中の取組内容と課題

児童発達支援センターを中心に、障害のあるこどもや療育の必要があるこどもに対し、個々の発達の状態や生涯特性に応じて、困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指した支援を行っています。保育の現場においても、幼少期に適切な社会的経験を積むことは、後の精神的健康に良い影響を与えるとされているため、障害の有無により保育の機会を失うことがないように、環境の整備と支援者のスキル向上を行っています。

具体的には、医療的ケア児の看護専用の部屋の設置や医療機器の準備だけでなく、保育所に常駐する看護師の雇用、緊急時対応マニュアルの作成や医師と連携してより専門知識を得るために研修会を開催する等、保護者、庁内関係課や保育所、医師が一体となり安心して預けられるように体制の構築を行っています。

しかし、障害特性は様々であり、障害の有無に限らず、配慮が必要なこどもは増加しています。また、現代の家族構造の変化に伴い、保育所や児童発達支援センターの果たす役割は個々人に対するものから社会的役割まで幅広く、重要なものとなっていることから、こどもへの支援だけでなく、保護者が安心して就労できるよう支援していく必要があります。

②第3期計画における今後の主な取組内容と担当課

取組名	取組内容	担当課
疾病等の早期発見・早期支援	乳幼児健康診査において疾病等を早期に発見し、早期療育につなげるとともに、障害のあるこどもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、年齢や障害に応じた専門的な医療や療育の提供に努めます。	健康増進課 地域福祉課 子育て支援課
支援体制の充実	児童発達支援センターにおいて、日常生活動作の指導や、集団生活への適応訓練等を行い、障害のあるこどもやその家族を支援します。 保護者の不安を軽減するため、支援者のスキルアップや、療育が必要なこどもの増加に対応するため、利用できる療育機関の確保に努めます。	地域福祉課 子育て支援課 健康増進課
公立保育所や児童クラブにおける医療的ケア児の受け入れ	医療的ケアが必要なこどもの保育所や児童クラブにおける受け入れについて、医療機関や関係機関との連携を強化するとともに、専門的な研修の実施により、保育士等のスキルアップに努めます。	子育て支援課
障害への理解促進	障害への理解を深めるため、講演会や研修会の実施や広報等を通じた普及啓発を推進します。	地域福祉課

（４）困難を抱える家庭への支援（長門市こどもの貧困の解消に向けた対策の推進計画）

「第2期長門市子ども・子育て支援事業計画 改訂版（以下、「改訂計画」といいます。）」において、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する計画を策定しました。改訂計画期間中においては、次代を担うこどもが、その生まれ育った環境に将来を左右されることがないことを目指し、各取組を推進しました。第3期計画においてもその目指す方向は変わらずに、支援を継続していきます。

①学ぶ意欲を高める環境づくり

1）第2期計画期間中の取組内容と課題

こどもの将来が、保護者の経済環境や生まれ育った環境によって左右されることがないよう、全てのこどもが学ぶ意欲を高め、夢に挑戦できるよう、こどもの健やかな育ちと学びの環境づくりを推進しました。

保護者の所得や学歴等に左右されず、こどものニーズに応じた学習や体験ができる環境づくりやこども本人の意思で希望する進学先を選択できる環境づくりが必要です。

2) 第3期計画における今後の主な取組内容と担当課

取組名	取組内容	担当課
地域総がかりでこどもを育てる環境づくり	各学校における地域人材の活用によるコミュニティ・スクールの仕組みを生かした、こどもへの学習支援をはじめ、地域協育ネット事業の推進や放課後子ども教室による体験活動の提供等、学校と地域が連携し、地域総がかりでこどもを育てる環境づくりを推進します。	地域連携教育推進課 子育て支援課 学校教育課
放課後児童クラブ・放課後子ども教室の実施	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施します。	子育て支援課
就学援助制度の活用による負担の軽減	経済的な理由から、学用品等の購入が困難な生活保護世帯や生活困窮の状態にある世帯の児童・生徒に対して、その費用の一部を援助します。	学校教育課
子どもにやさしい環境づくり学習支援事業	中学生に対し、安心・安全な居場所を設け、悩み相談を行いながら、学習支援を行います。その中で、支援が必要なこどもを早期発見し、必要な支援につなぎます。	子育て支援課
ヤングケアラーの早期発見・早期支援	教育・医療・地域がヤングケアラーの理解を深め、連携して早期発見し、ヤングケアラーとその家族を総合的にサポートする体制を構築します。	子育て支援課 学校教育課 健康増進課
高等学校生徒通学費支援	高校生の通学費を助成します。	子育て支援課

②健やかな成長を支える包括的な支援の充実

1) 第2期計画期間中の取組内容と課題

令和7（2025）年度稼働のこども家庭センターでは、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目のない支援や高齢妊婦や未婚、生活困窮等の複数の課題を抱えた妊婦等に対しては、関係機関と連携し、家庭や生活環境を含めたきめ細かな支援を行い、生活の安定と自立の促進、こどもの福祉の増進を図るための様々な施策に取り組む必要があります。また、悩みごとの抱え込みや孤立を防ぐ観点からも、公的な相談機関の周知や利用の促進を図るとともに、相談先の選択肢を充実させる取組が必要です。

こどもや子育て家庭への支援については、令和4（2022）年度から子ども食堂や子育て中の食品支援が必要な家庭に対し食品配布を行うフードパントリー活動を実施する団体を支援するつながりの場づくり支援事業により、こどもの居場所づくりに努めるとともに、こどもの貧困による格差や社会的孤立、孤独の防止の取組を行っています。子ども食堂等は、地域住民の協力や協働が欠かせないことから、地域住民が福祉に関心を持ち、地域が抱える生活課題に気付くことが必要です。地域住民同士での見守り活動や生

活に課題のあるこどもを発見し、支援につなぐこと等、地域における支援の仕組みづくりが必要であるとともに、支援の「輪」を広げるためのネットワークづくりが必要です。

2) 第3期計画における今後の主な取組内容と担当課

取組名	取組内容	担当課
切れ目のない包括的な相談支援	○こども家庭センターでは、妊産婦、出産、子育て全般に関する相談のほか、こどもの発達状態、児童虐待や貧困、ヤングケアラー等に関するあらゆる相談に対応します。 ○家庭教育学級、アドバイザー及び支援チームによる学習会や交流会の開催を通じて、学びの場やつながりづくり、相談の場を提供します。	子育て支援課 健康増進課 地域連携教育推進課
教育支援センターによる相談支援	不登校やいじめ、学校生活や友人関係等、教育に関する様々な悩みや困りごとについて、保護者をはじめ、教育関係者からの相談に対応します。	学校教育課
重層的支援体制整備事業の推進	○子育てや生活困窮、障害等、地域住民の複合化・複雑化した生活課題に対する相談支援を、福祉総合相談窓口をはじめとする、多機関の協働による重層的支援体制整備事業により一体的に実施します。 ○アウトリーチ（※1）等事業や参加支援、地域づくりに向けた取組をはじめ、安心して相談できる包括的な総合相談支援体制を整備します。	高齢福祉課 子育て支援課 地域福祉課 健康増進課
つながりの場づくり支援事業	こども食堂等を実施している NPO 等、民間団体の取組を支援し、こどもの居場所づくりに努めるとともに、こどもの貧困による格差や社会的孤立、孤独の防止に努めます。また、こどもの居場所の中で、支援が必要なこどもを早期発見し、必要な支援につなげます。	子育て支援課
母子・父子自立支援員によるひとり親家庭への支援	ひとり親家庭が抱える様々な悩みや困りごとについて、母子・父子自立支援員が相談に応じ、自立のための就労支援や助言、情報提供等を行います。	子育て支援課
ひきこもり（※2）支援	ひきこもりの状態にある方やその家族に対する相談支援や地域における関係機関とネ	地域福祉課

取組名	取組内容	担当課
	ットワークを構築することで、社会参加の機会や居場所の提供を行います。（※3）	
相談窓口の周知	市の広報紙やホームページ等を活用し、相談窓口の周知に努めるとともに、住民への情報提供の充実を図ります。	子育て支援課 健康増進課 高齢福祉課 地域福祉課

※1 困難を抱え、支援が必要であるにもかかわらず相談窓口へ足を運ぶことができない人に対して、行政や支援機関等が積極的に働きかけて、訪問等を通じて必要な支援につなげる取組のことです。

※2 様々な要因の結果として、義務教育を含む就学や就労、交遊などの社会参加を避けて、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のことです。（他者と交わらない形での外出をしている場合も含む）

※3 こどもの支援については、原則満15歳から18歳までを対象としています。

③安定した暮らしのための経済的支援と自立に向けた支援

1) 第2期計画期間中の取組内容と課題

第2期計画期間では、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進として、切れ目のない経済的支援を強化してまいりましたが、経済的支援が必要とされる世帯には、手当等の助成をはじめ、支援制度のより一層の周知を図る必要があります。また、いわゆる「貧困の連鎖」につながる可能性を、将来的に減らす方向で取り組む必要があります。

こどもが安定した日常生活を送るためには、職業生活を安定させ、経済的な基盤を築くことが重要であることから、保護者が就労できない場合や生活が困難な状況にある家庭については、ニーズや状況に応じたきめ細かな支援が必要です。

2) 第3期計画における今後の主な取組内容と担当課

取組名	取組内容	担当課
生活保護制度による生活支援と困窮世帯への就労支援	○生活保護制度が必要な世帯について、適切な調査及び個々の実情に応じて、最終的なセーフティネットとしての生活や住まい、教育扶助等の支援を行います。 ○低所得で生活が困難な状態にある生活困窮者や生活保護受給者へは、自立に向けた就労支援に取り組みます。	地域福祉課
児童手当の支給	国の制度に基づき、こどもの健やかな成長のため、こども及びその保護者に対し、手当を支給することにより、生活の安定を図ります。	子育て支援課

取組名	取組内容	担当課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の保護者等に手当を支給し、児童の福祉を増進するとともに、生活の安定と自立の促進を図ります。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金貸付制度による支援	ひとり親家庭に対し、修学に係る資金をはじめ、就学支度資金、修業資金、技能習得資金、及び住宅資金等の貸し付けを活用し、生活の安定を図ります。	子育て支援課
こどもの医療費の助成	乳幼児から高校卒業時までの児童の医療費を無償化することにより、家庭の環境に左右されることなく、等しく医療を受けられるとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
ひとり親家庭の経済的負担の軽減と職業訓練支援	○ひとり親家庭等の母子、または父子の医療費について、一定の要件を満たす場合に無償化し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図ります。 ○高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金を活用し、ひとり親家庭の生活安定のために、資格の取得を促進します。また、ハローワーク（公共職業安定所）と連携し、定期的に就労相談会を実施します。	子育て支援課
養育費の確保に向けた周知	離婚の当事者に対して、養育費を取り決めることの重要性や法制度を理解してもらうため、養育費等の取り決めについて解説したパンフレットを窓口に置き、離婚届の用紙と同時に配布を行います。	子育て支援課
早期発見のための体制づくり	経済的な困難や貧困のリスクに早期に気づき、早い段階から必要な支援につなぐことができるよう、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係機関との連携をはじめ、多様な社会資源を活用した支援ネットワーク体制の構築を目指します。	子育て支援課

5 子育てと仕事の両立支援【基本目標5】

(1) 就業環境の整備

①第2期計画期間中の取組内容と課題

ニーズ調査では、就学前のこどもを持つ父親のフルタイムで働く割合は84.6%となっています。一方、87.4%の母親が就労しており、その割合は前回調査とほぼ変わりませんが、フルタイムで働く母親は前回調査時より約16ポイント増加しています。また、父親の育児休業を取得した割合は、6.7%で、前回よりも約2倍に増えていますが、依然として育児休業の取得は進んでいません。その理由として、「収入減となり、経済的に苦しくなるから」「仕事が忙しかったから」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったから」等の回答が多くなっています。

仕事と家庭を両立するためには、夫婦や家族の相互理解、協力はもとより、育児休業を取得しやすい職場環境や妊娠中・育児期間中の勤務しやすい環境の整備等、事業主や職場の理解と協力のもと、子育てしやすい職場環境づくりが浸透し、定着させることが大切です。さらに、事業所の職場環境改善に向け、意識啓発を図る必要があります。

コロナ禍を経て、多様な生き方・働き方が広がりつつも、地域における人材不足や性別による固定的な役割分担意識、無意識の思い込みにより、女性も男性も希望どおりの生き方・働き方の実現には至っていません。国が示している新しい生活モデルの啓発に取り組み、性別にかかわらず誰もが活躍できる地域を目指す必要があります。

ワーク・ライフ・バランスや父親の育児参加等を推進していくためには、さらなる関係各課・各団体との連携強化に努め、SNSや動画配信等も積極的に共有・活用し、社会的気運の醸成に努める必要があります。

②第3期計画における今後の主な取組内容と担当課

取組名	取組内容	担当課
男性の家事・育児等への参画推進	○男性の固定的な性別役割分担意識の改革を図り、男性が家事や育児、介護等を自らのことと捉え、主体的に参画するための意識啓発に努めます。 ○男性が積極的に家事や育児等に関わることができるよう、学習機会の提供に努めます。	市民活動推進課 子育て支援課
仕事と生活の調和に向けた就業環境の整備	○男女がともに充実した人生を送るために、「ワーク・ライフ・バランス」への理解や重要性を広める啓発活動に努めます。 ○事業主等に対して、「ワーク・ライフ・バランス」の必要性や育児・介護休業制度の	市民活動推進課 産業政策課

取組名	取組内容	担当課
	取得等の啓発を行い、仕事と生活の両立ができる職場環境づくりに向け働きかけます。	

(2) 保育サービスの充実

①第2期計画期間中の取組内容と課題

共働きの家庭の一般化や、働きながら子育てをする家庭が増える中での保育ニーズの高まりに対応するため、通常保育のほか、延長保育、障害児保育及び病児・病後児保育等の保育サービスの充実を図ってきました。

令和3（2021）年度において、医療的ケア児の受け入れのため、保育所における看護専用の部屋の設置や医療機器の準備だけではなく、保育所に常駐する看護師の雇用、緊急時対応マニュアルの作成や医師と連携してより専門知識を得るために研修会を開催する等、保護者、市の関係各所や保育所、医師が一体となり安心して預けられるように体制を構築しました。医療的ケア児の受け入れに当たっては、個別の特性に合わせたケアや支援が必要なため、専門的知識を有するスタッフの確保と設備の整備が必要となることから、保育の実施には一定の準備期間が必要となります。

また、エピペン（※）を処方している児童がいる保育所については、毎年職員を対象に消防によるエピペン講習を実施しているほか、保育士、栄養士及び調理員は定期的に実施される研修に参加し、専門知識のスキルアップに努めています。近年アレルギーを持つ子どもの増加に伴い、給食対応が複雑になりやすいため、作業工程の単純化や、保育士と調理員の連携が求められます。

保育サービスについては、少子化により出生数は減少傾向にありますが、女性の社会進出が進んでいることもあって、保育のニーズは高い傾向にあります。また、保育士配置基準は満たしているものの、特別な支援が必要な児童が増えているため、保育士の確保が必要です。

※今までに何かしらのアレルギー反応による症状が現れたことがある場合に処方される薬です。再びアレルギー反応による症状が現れた場合に、症状を和らげるために自己注射します。

②第3期計画における今後の主な取組内容と担当課

取組名	取組内容	担当課
保育所・認定こども園等の教育・保育の量の確保と質の充実	○保育ニーズの的確な把握に努め、保護者のニーズに応じたサービスの提供に努めます。 ○保育士等の資質と専門性を高め、スキルアップを図るための講座や研修に参加します。	子育て支援課

取組名	取組内容	担当課
	○医療的ケア児の受け入れに当たって、これまでどおり、人材の確保や質の向上に向けた研修を実施するとともに、受け入れに向けて早期に検討会の実施や体制整備に努めます。 ○公立保育所の ICT 化により、スマートフォンやパソコンから専用アプリを利用して、欠席等の連絡や保育園からのお知らせの発信等、利便性等を高めるとともに、保育の質の向上を図ります。	
多様なニーズに応じた保育サービスの充実	○多様化する保育ニーズに対応するため、休日保育や延長保育、一時預かり等の充実に努めます。 ○関係機関と連携し、病気や障害のある子どもや家族が地域で安心して暮らせるよう、医療的ケア児の保育や病児保育の充実に取り組みます。	子育て支援課
安心・安全な保育環境の整備	○0歳児の事故防止対応として、午睡チェックシステムの導入により、睡眠中の安全面の向上を図ります。 ○安全・安心な給食提供に向けて、職員間での情報共有の徹底、研修会等を定期開催します。 ○多様な食物アレルギーに対応できるよう、アレルギー対応委員会で保護者、関係機関との連携を図るとともに、専門的な研修を実施し、安心・安全な保育サービスを提供できる体制づくりに努めます。	子育て支援課

(3) 放課後児童クラブの充実

①第2期計画期間中の取組内容と課題

希望する全ての児童の受け入れを実現してきており、開催場所の確保や支援員の確保に努めています。

支援が必要な児童の増加や医療的ケアが必要な児童の利用希望があることから、看護職員の確保や障害児支援のスキルを持つ支援員の確保が必要です。

②第3期計画における今後の主な取組内容と担当課

取組名	取組内容	担当課
待機児童を発生させない取組	放課後児童クラブの入会を希望する全ての児童を受け入れて保育を実施できるよう、実施場所の確保や支援員の質の向上、確保に努めるとともに、適切な保育の提供を行います。	子育て支援課
医療的ケア児の受け入れ	医療的ケア児の受け入れに当たって、これまでどおり、人材の確保や質の向上に向けた研修を実施するとともに、受け入れに向けて早期の検討会の実施や体制整備に努めます。	子育て支援課

6 安全・安心なまちづくりの推進【基本目標6】

(1) 子育て家庭を支える地域社会の形成

①第2期計画期間中の取組内容と課題

本市では、人口減少と少子高齢化の進行に伴い集落機能が弱体化しており、子育て家庭を支える機能も弱まっています。

そのため、持続可能な地域づくりを進めるための人づくりや体制づくり等の地域課題に対応するため、市民協働によるまちづくりを推進し、複数の自治会が合意形成のもとで地域共同体の設置を行い、それぞれが「集落機能の再生」に取り組んでいます。

また、地域コミュニティと連携し、様々な社会的役割を担うことが期待されている市民活動団体においても、子育て世代や貧困家庭を支援する特定非営利活動法人等の市民活動団体や取組が本市でも広がりつつありますが、その運営体質は弱く、財政基盤も脆弱なことから、団体が将来に向けて継続した取組が行えるよう「市民活動団体の活性化」として支援に取り組む必要があります。

このため、市民協働を推進する中核的拠点施設として中間支援を行う市民活動支援センター（市民サポートながと）の専門性をより高め、「集落機能の再生」や「市民活動団体の活性化」を担う人材育成を中心に、地域共同体や市民活動団体等に寄り添った支援を行うとともに、市民活動につながる情報発信や他団体との交流等により、市民協働を推進します。

②第3期計画における今後の主な取組内容と担当課

取組名	取組内容	担当課
市民活動支援センターの中間支援体制強化	地域づくりにおける専門性の高い人材を育成し、柔軟な中間支援を行います。	市民活動推進課

(2) こどもの安全の確保

①第2期計画期間中の取組内容と課題

全国的に園児や児童を巻き込んだ痛ましい交通事故が多発していますが、本市では、「長門市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して児童生徒の通学路等の危険箇所の点検や対策等を講じています。また、街頭指導の強化や保育所や小中学校等での交通安全教室の開催等、警察や交通安全協会等と連携した交通安全を推進しています。

公園施設については、日頃からの点検により施設の現状を把握し、計画的に改善を図ることで、利用者の安全性の確保を行うことが重要です。

②第3期計画における今後の主な取組内容と担当課

取組名	取組内容	担当課
通学路等の合同点検・対策の実施	市内の小中学校の通学路における危険箇所を把握するため、市教育委員会、道路管理者、警察及び各学校関係者等が参加する合同点検を実施します。	学校教育課 都市建設課
交通安全教室の開催	基本的な交通ルールを知り、ルールを守る大切さを学び、交通マナーを実践するために、保育所や認定こども園、小中学校等で交通安全教室を開催します。	子育て支援課 学校教育課
交通安全用具の配布	児童生徒を交通事故から守るために、小学校新入生に安全帽子を、自転車通学の中学生徒に反射ベストを配布します。	教育総務課
遊具の点検等	遊具の自主点検や専門業者による定期点検を実施しており、点検結果に基づき計画的な施設維持管理及びこどもの安全確保への取組を実施します。	子育て支援課 都市建設課 学校教育課

(3) 犯罪等の被害を防ぐための環境の整備

①第2期計画期間中の取組内容と課題

本市は、犯罪の少ない安全・安心なまちですが、不審者による被害からこどもを守り安全を確保するためには、保護者や保育所・認定こども園、学校及び関係機関をはじめ、地域での見守り体制を整備することが大切です。

園外活動中の園児の安全確保や児童生徒の登下校中、学校等での安全確保を図るため、保育士や教職員による日常における安全確認の徹底を図るとともに、保育所や認定こども園、学校、警察、県及び市等、関係機関との連携を密にし、園児及び児童生徒の安全確保を図り、地域ぐるみで見守り活動を促進する必要があります。

②第3期計画における今後の主な取組内容と担当課

取組名	取組内容	担当課
防犯灯や防犯カメラ設置の促進	こどもを犯罪等から守るため、防犯対策連合協議会と連携した防犯パトロールの活動や自治会からの要望に応じた防犯灯の設置を推進するとともに、防犯カメラの設置に努めます。 児童クラブ、児童福祉施設等への防犯カメラの設置により、保護者が安心して児童を預けられる環境を維持します。	市民活動推進課 子育て支援課
子ども 110 番の家	児童生徒の登下校時等に、「子ども 110 番の家」や店舗等に緊急避難できるよう、地域ぐるみで守る取組を行います。	地域連携教育推進課
防犯訓練の実施	警察や少年安全サポーター等の指導による実践かつ効果的な防犯訓練を各学校で実施するとともに、教職員の意識やスキルの向上を図るため、事前打ち合わせや事後の振り返りを充実させます。	学校教育課
不審者情報の提供	一斉メールアプリ等を利用した不審者情報の早期発信により、保護者が安心して児童を預けることができる環境を提供します。	子育て支援課 学校教育課

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

①第2期計画期間中の取組内容と課題

居住環境の向上は、安心してこどもを産み育てるためには欠かすことのできないものです。近年、価値観や家族形態の多様化、多様な居住ニーズに対応した良質な住宅の確保・整備や室内環境の安全性の確保が求められています。

また、地域社会や生活環境の安全性・利便性の向上を図るため、こどもが安心して通行できる環境整備やこどもや高齢者、障害者に配慮したバリアフリー化の推進が求められています。

本市においては、安心して公営住宅に居住できるためのバリアフリー化や耐震化により居住水準の向上を図り、子育て世帯やファミリー層に対応した住宅整備等を行っています。また、民間住宅については、健幸対策、長寿命化・快適化に向けたリフォーム補助制度を行っています。

②第3期計画における今後の主な取組内容と担当課

取組名	取組内容	担当課
公営住宅の整備	安心して公営住宅に居住できるためのバリアフリー化や耐震化により居住水準の向上	建築住宅課

取組名	取組内容	担当課
	を図り、子育て世帯やファミリー層に対応した住宅整備等を行います。	
子育て世帯や若者の移住・定住の促進	空き家活用事業を利用して本市に移住した子育て世帯や若者世帯に対し、住居取得や安心して子育てができる環境整備の支援を行うための補助金等を交付します。	企画政策課
こどもにやさしい道路整備や遊具の更新	バリアフリー化等、こどもにやさしい計画的かつ効率的な道路整備に努めるとともに、遊具の更新に際しては積極的にユニバーサルデザインやインクルーシブデザインに配慮した遊具の設置を検討します。	都市建設課 子育て支援課
公園の整備や管理	地域や関係機関と連携し、公園や遊具の点検業務を行い、こどもが安全に過ごせる公園の計画的な整備と適切な管理に努めます。	都市建設課 子育て支援課
木育の推進	誕生祝い品事業や森林資源を活用した様々な体験活動（森の公園づくり、森のようちえん等）を実施することで、幼少期から森林や木に親しむことができる木育プログラムの開発・提供に取り組みます。	農林水産課



第5章

事業量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、「市町村内において、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業（※）を提供する上で基礎となる区域」のことです。

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項で、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」を「教育・保育提供区域」として設定しなければならない、とされており、これは、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位となります。

本市では、第 2 期計画同様、本市全域を教育・保育提供区域として定めます。

※ここでの教育・保育事業とは、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育及び病児保育事業等のことを指します。

2 こどもの人数の将来推計

計画期間の教育・保育事業等の量の見込み算出の基礎とするため、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までについて、主要な事業の対象となる 0～11 歳児の各年度の児童数を推計しました。

推計に当たっては、令和 2（2020）年から令和 6（2024）年までの住民基本台帳人口（各年 4 月 1 日時点）を基に、各年の変化率の平均を利用したコーホート変化率法を用いて算出しました。

この結果、第 3 期計画の最終年度である令和 11（2029）年度における総人口は、27,604 人で、0～5 歳児は 596 人、6～11 歳児は 878 人と推計され、0～11 歳児の合計は 1,474 人と見込まれます。

年齢 3 区分の推計人口

単位：人

	実績値	推計値				
	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0～14 歳	2,582	2,471	2,355	2,251	2,140	2,035
15～64 歳	14,322	14,046	13,805	13,556	13,369	13,169
65 歳以上	13,821	13,666	13,344	13,398	12,845	12,400
総数	<u>30,725</u>	<u>30,183</u>	<u>29,504</u>	<u>29,205</u>	<u>28,354</u>	<u>27,604</u>

推計児童数

単位：人

	実績値	推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	85	95	93	89	87	85
1歳	121	90	100	98	94	92
2歳	122	128	95	105	103	99
3歳	124	129	136	101	111	109
4歳	136	124	129	136	101	111
5歳	158	134	122	127	134	100
0～5歳小計	<u>746</u>	<u>700</u>	<u>675</u>	<u>656</u>	<u>630</u>	<u>596</u>
6歳	168	162	137	125	130	137
7歳	180	169	163	138	126	131
8歳	190	184	173	167	141	129
9歳	192	190	184	173	167	141
10歳	212	192	190	184	173	167
11歳	218	212	192	190	184	173
6～11歳小計	<u>1,160</u>	<u>1,109</u>	<u>1,039</u>	<u>977</u>	<u>921</u>	<u>878</u>
0～11歳合計	<u>1,906</u>	<u>1,809</u>	<u>1,714</u>	<u>1,633</u>	<u>1,551</u>	<u>1,474</u>



3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

幼児期の学校教育・保育の必要量として、利用状況、利用希望等を基に計画期間中の年度ごとの「量の見込み」を定めます。保育の必要性の有無等により「1号認定（3～5歳児）」、「2号認定（3～5歳児）」及び「3号認定（0～2歳児）」の区分を設け、このうち3号認定については、年齢を分けて2区分の設定とします。

これらの計画期間中の年度ごとの「量の見込み」に対して、教育・保育施設等の定員の確保等提供体制の確保の方策を定めます。

（1）第2期計画期間中の実績

認定区分や対象についての詳細は次表のとおりです。

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定（教育標準時間認定）	3歳以上で教育を希望する就学前の子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定（保育認定）	3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所・認定こども園
3号認定（保育認定）	3歳未満で保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園・特定地域型保育

① 1号認定（3歳以上、主に幼稚園、認定こども園）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初の見込量（人）	196	186	173	168	162
供給量（人）	260	260	260	260	260
実績値（人）	278	271	248	239	—

② 2号認定（3歳以上、主に保育所、認定こども園）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初の見込量（人）	347	329	307	296	287
供給量（人）	440	440	440	440	440
実績値（人）	309	236	295	257	—

③ 3号認定（0歳、主に保育所、認定こども園）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初の見込量（人）	53	51	48	46	44
供給量（人）	51	51	51	51	51
実績値（人）	57	61	55	54	—

④3号認定（1・2歳、主に保育所、認定こども園）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初の見込量（人）	234	227	217	206	197
供給量（人）	230	230	230	230	230
実績値（人）	199	191	160	151	—

（2）第3期計画の事業量の見込みと確保方策

量の見込みについては、第2期計画期間の、対象となる年齢のこどもの人数に対するそれぞれの事業の利用実績から利用率を算出し、4年間の平均値を算出しました。その平均値を、令和7年以降の人口推計に掛けることで、人数等を算出しました。

①1号認定（3歳以上、主に幼稚園、認定こども園）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
（ア）需要量の見込（人）	196	196	185	176	162
（イ）供給量（確保の方策）（人）	255	255	255	255	255
特定教育・保育施設（※1）	255	255	255	255	255
特定地域型保育（※2）	0	0	0	0	0
（イ）－（ア）	59	59	70	79	93

②2号認定（3歳以上、主に保育所、認定こども園）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
（ア）需要量の見込（人）	208	208	196	186	172
（イ）供給量（確保の方策）（人）	390	390	390	390	390
特定教育・保育施設（※1）	390	390	390	390	390
特定地域型保育（※2）	0	0	0	0	0
（イ）－（ア）	182	182	194	204	218

③3号認定（0歳、主に保育所、認定こども園）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
（ア）需要量の見込（人）	45	44	42	41	40
（イ）供給量（確保の方策）（人）	49	49	49	49	49
特定教育・保育施設（※1）	49	49	49	49	49
特定地域型保育（※2）	0	0	0	0	0
（イ）－（ア）	4	5	7	8	9

④3号認定（1歳、主に保育所、認定こども園）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(ア) 需要量の見込(人)	66	71	70	67	66
(イ) 供給量(確保の方策)(人)	115	115	115	115	115
特定教育・保育施設(※1)	115	115	115	115	115
特定地域型保育(※2)	0	0	0	0	0
(イ) - (ア)	49	44	45	48	49

※1 保育所、幼稚園及び認定こども園です。ただし、認可外保育施設を含みます。

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育施設ですが、本市にはありません。

⑤3号認定（2歳、主に保育所、認定こども園）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(ア) 需要量の見込(人)	70	51	57	56	54
(イ) 供給量(確保の方策)(人)	115	115	115	115	115
特定教育・保育施設(※1)	115	115	115	115	115
特定地域型保育(※2)	0	0	0	0	0
(イ) - (ア)	45	64	58	59	61

※1 保育所、幼稚園及び認定こども園です。ただし、認可外保育施設を含みます。

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育施設ですが、本市にはありません。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 第2期計画期間中の実績

子ども・子育て支援法等に基づき、本市は、次に示す地域子ども・子育て支援事業を行っています。

第2期計画で作成した見込量や供給量、第2期計画期間の実績値は次のとおりです。

なお、令和6年度は見込みの数値等です。

①利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言及び関係機関との連絡調整等を行う事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初の見込量(か所)	1	1	1	1	1
供給量(か所)	1	1	1	1	1
実績値(か所)	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設けて、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助等を行う事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初の見込量（人回/月）	2,001	1,930	1,842	1,757	1,677
供給量（人回/月）	2,001	1,930	1,842	1,757	1,677
実績値（人回/月）	654	675	553	508	—

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中において必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初の見込量（人/年）	2,100	2,030	1,960	1,890	1,820
供給量（人/年）	2,100	2,030	1,960	1,890	1,820
実績値（人/年）	1,413	1,433	1,330	1,232	—
当初の見込量（回/年）	14	14	14	14	14
供給量（回/年）	14	14	14	14	14
実績値（回/年）	14	14	14	14	—

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や相談支援、養育環境の把握を行う事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初の見込量（人/年）	150	145	140	135	130
供給量（人/年）	150	145	140	135	130
実績値（人/年）	89	99	116	105	—

⑤養育支援訪問事業

子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初の見込量（人）	40	38	35	32	30
供給量（人）	40	38	35	32	30
実績値（人）	27	43	40	43	—

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となっている児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初の見込量（人日/年）	5	5	5	5	5
供給量（人日/年）	5	5	5	5	5
実績値（人日/年）	0	2	0	0	—

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦（夫）等を会員とした、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初の見込量（人日/年）	271	271	271	271	271
供給量（人日/年）	271	271	271	271	271
実績値（人日/年）	506	506	495	475	—

⑧－１ 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初の見込量（人日/年）	12,494	11,866	11,036	10,677	10,318
供給量（人日/年）	12,494	11,866	11,036	10,677	10,318
実績値（人日/年）	19,308	22,710	22,107	22,591	—

⑧－２ 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、または地域子育て支援拠点等により一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初の見込量（人日/年）	420	402	378	364	349
供給量（人日/年）	420	402	378	364	349
実績値（人日/年）	181	400	171	199	—

⑨時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けたこどもに対して、通常の利用時間以外で、認定こども園や保育所等において保育を実施する事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初の見込量（人/年）	179	171	161	155	149
供給量（人/年）	179	171	161	155	149
実績値（人/年）	171	173	151	136	—

⑩病児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初の見込量（人日/年）	408	390	375	358	345
供給量（人日/年）	408	390	375	358	345
実績値（人日/年）	112	272	256	419	—

⑪－１ 放課後児童健全育成事業（低学年）

保護者が労働等により昼間家庭にいないという状況を抱える、小学校に就学している児童（低学年）に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初の見込量（人/年）	142	139	134	124	118
供給量（人/年）	142	139	134	124	118
実績値（人/年）	152	166	156	172	—

⑪－２ 放課後児童健全育成事業（高学年）

保護者が労働等により昼間家庭にいないという状況を抱える、小学校に就学している児童（高学年）に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初の見込量（人/年）	28	27	26	26	25
供給量（人/年）	28	27	26	26	25
実績値（人/年）	30	33	31	31	—

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教育・保育に必要な費用、または行事への参加に要する費用等を助成します。今後は、国の指針等に基づき取り組んでいきます。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の能力を活用するため、新規施設の事業者に対する支援、相談・助言及び連携施設のあっせん等を行う事業です。

特定教育・保育施設について新たな設置を予定していないため、実施する予定はありません。

⑭妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的とする事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（回/年）	113	122	102	110	—

⑮産後ケア事業

誰もがより安心・安全な子育て環境を整えられるよう、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。こども家庭センターにおける困難事例等に対する受け皿としても活用します。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（人/年）	7	0	7	0	—

（２）第3期計画の事業量の見込みと確保方策

量の見込みについては、第2期計画期間の、対象となる年齢のこどもの人数に対するそれぞれの事業の利用実績から利用率を算出し、4年間の平均値を算出しました。その平均値を、令和7年以降の人口推計に掛けることで、人数等を算出しました。

ただし、利用実績がない、もしくは年度によって利用実績に乖離が大きい一部の事業においては、現場担当者等の意見を参考にしながら算出しました。

①利用者支援事業（こども家庭センター型）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
（ア）需要量の見込（か所）	1	1	1	1	1
（イ）供給量（確保の方策）（か所）	1	1	1	1	1
（イ）－（ア）	0	0	0	0	0

②地域子育て支援拠点事業

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
（ア）需要量の見込（人回/月）	465	428	434	422	410
（イ）供給量（確保の方策） （人回/月）	465	428	434	422	410
（イ）－（ア）	0	0	0	0	0

③妊婦健康診査

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(ア) 需要量の見込(人日)	1,062	1,040	995	973	950
(イ) 供給量(確保の方策)(人日)	1,062	1,040	995	973	950
(イ) - (ア)	0	0	0	0	0

④乳児家庭全戸訪問事業

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(ア) 需要量の見込(人)	81	79	76	74	72
(イ) 供給量(確保の方策)(人)	81	79	76	74	72
(イ) - (ア)	0	0	0	0	0

⑤養育支援訪問事業

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(ア) 需要量の見込(人)	32	30	29	27	26
(イ) 供給量(確保の方策)(人)	32	30	29	27	26
(イ) - (ア)	0	0	0	0	0

⑥-1 子育て短期支援事業(ショートステイ)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(ア) 需要量の見込(人日)	5	5	5	5	5
(イ) 供給量(確保の方策)(人日)	5	5	5	5	5
(イ) - (ア)	0	0	0	0	0

⑥-2 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間、または休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(ア) 需要量の見込(人日)	5	5	5	5	5
(イ) 供給量(確保の方策)(人日)	5	5	5	5	5
(イ) - (ア)	0	0	0	0	0

⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(ア) 需要量の見込(人日)	411	389	371	352	335
(イ) 供給量(確保の方策)(人日)	411	389	371	352	335
(イ) - (ア)	0	0	0	0	0

⑧－１ 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
（ア）需要量の見込（人日）	16,541	16,541	15,558	14,789	13,678
（イ）供給量（確保の方策）（人日）	16,541	16,541	15,558	14,789	13,678
（イ）－（ア）	0	0	0	0	0

⑧－２ 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
（ア）需要量の見込（人日）	182	175	170	164	155
（イ）供給量（確保の方策）（人日）	182	175	170	164	155
（イ）－（ア）	0	0	0	0	0

⑨時間外保育事業（延長保育）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
（ア）需要量の見込（人）	121	117	113	109	103
（イ）供給量（確保の方策）（人）	121	117	113	109	103
（イ）－（ア）	0	0	0	0	0

⑩病児保育事業

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
（ア）需要量の見込（人日）	225	213	203	193	183
（イ）供給量（確保の方策）（人日）	225	213	203	193	183
（イ）－（ア）	0	0	0	0	0

⑪放課後児童健全育成事業

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量の見込（人）	1年生	58	49	45	46	49
	2年生	49	47	40	36	38
	3年生	32	30	29	25	22
	4年生	18	17	16	16	13
	5年生	7	7	6	6	6
	6年生	3	2	2	2	2
	（ア）合計	167	152	138	131	130
（イ）供給量（確保の方策）（人）		167	152	138	131	130
（イ）－（ア）		0	0	0	0	0

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

上述のとおり、今後は、国の指針等に基づき取り組んでいきます。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

上述のとおり、特定教育・保育施設について新たな設置を予定していないため、実施する予定はありません。

⑭子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、もしくはヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(ア) 需要量の見込(人)	100	100	100	100	100
(イ) 供給量(確保の方策)(人)	100	100	100	100	100
(イ) - (ア)	0	0	0	0	0

⑮児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況を評価・査定し、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

本市では、当面は事業化しませんが、必要性等を勘案しつつ事業化を検討することとします。

⑯親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、講義やグループワーク及びロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

本市では、当面は事業化しませんが、必要性等を勘案しつつ事業化を検討することとします。

⑰妊婦等包括相談支援事業

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(ア) 需要量の見込(回)	88	86	82	80	79
(イ) 供給量(確保の方策)(回)	88	86	82	80	79
(イ) - (ア)	0	0	0	0	0

⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児、または幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児、または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供や、助言その他の援助を行う事業です。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(ア) 需要量の見込（人）	—	9	8	8	8
(イ) 供給量（確保の方策）（人）	—	9	8	8	8
(イ)－(ア)	—	0	0	0	0

⑲産後ケア事業

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(ア) 需要量の見込（人日）	6	6	5	5	5
(イ) 供給量（確保の方策）（人日）	6	6	5	5	5
(イ)－(ア)	0	0	0	0	0

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

第3期計画に基づき、保育所・認定こども園等が、地域の実情に応じた質の高い教育・保育が提供できるよう取り組みます。

就学前教育・保育と、地域子ども・子育て支援事業の効果的な提供により、就学前児童に係る施策における緊密な連携が図られ、幼児期教育から小学校教育（義務教育）との円滑な接続が可能となるよう取り組みます。そのため、就学前教育・保育施設教職員や子ども・子育て支援事業に携わる職員等の合同研修の実施等、本市の実情を踏まえた共通の見通しの下に、教育・保育と子育て支援が行える環境整備を推進します。

また、小学校生活への円滑な接続に向け、保育所・認定こども園等と小学校との連携・情報共有や合同研修等を行います。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子育てや教育に係る費用負担の軽減を図ることを目的に、幼児教育・保育の無償化を実施するものであることから、公正かつ適正な支給の確保や、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、円滑な実施の確保に向けた取組を行います。

第6章

計画の推進体制

1 関係機関等との連携

第3期計画は、福祉だけではなく、健康、教育、まちづくり、防犯・防災等広範囲にわたっています。部署間の連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

庁外においては、県と、保育所や、認定こども園等の運営の状況等の必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等、相互に密接な連携を図ります。また、住民が希望する保育ニーズにより良く応えられるよう、市町域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。さらに、児童相談所等の行政組織や、教育・保育施設の実施主体等との連携や、地域住民の協力と参加を得ながら、計画を推進していきます。

2 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況及び計画全体の成果について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

今後も、計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を基に毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

また、本市のホームページ等を活用し、第3期計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会において住民意見を把握し、利用者目線を生かした施策・事業の推進を図ります。



参考資料

長門市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 6 月 29 日条例第 23 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、長門市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策について市長の諮問に応じ調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ市長に建議することができる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 子ども・子育て会議の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(長門市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 2 長門市報酬及び費用弁償条例(平成17年長門市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表保育園歯科医の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額 5,000 円
-------------	------------

長門市子ども・子育て会議委員

【任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日】

(敬称略 団体名・役職名等は就任時のものです。)

団体名	役職名等	氏 名	備 考
保護者代表(みのり保育園)		藤津 雅美	
保護者代表(三隅保育園)		渡邊 太郎	
保護者代表(日置保育園)		吉永 勝洋	
保護者代表(菱海保育園)		倉田 一郎	
長門市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	久保田 啓子	
長門市母子保健推進協議会	会長	大草 律子	
三隅保育園子育て支援センター	センター長	緒方 丈美	
小・中学校保護者代表		白木 浩一郎	
長門市医師会	長門総合病院小児科医	青木 宜治	
長門地区私立幼稚園連盟	あおい幼稚園長	吉岡 光雄	
山口県保育協会長門支部	みすゞ保育園長	上野 隆宣	
学識経験者		大中 玄毅	

長門市子ども・子育て支援事業計画 策定経過

日 付	項 目	内 容
令和6年6月20日	第1回 長門市子ども・子育て会議	・会長、副会長選出 ・第2期長門市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・次期長門市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・次期長門市子ども・子育て支援事業計画アンケート調査について
令和6年7月17日～ 令和6年8月2日	アンケート調査	・市内に居住する就学前児童のいる世帯の保護者 539 人を無作為抽出 回収数 357（回収率 66.2%） ・市内に居住する小学生のいる世帯の保護者 466 人を無作為抽出 回収数 385（回収率 82.6%）
令和6年12月26日	第2回 長門市子ども・子育て会議	・第3期長門市子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和7年1月16日～ 令和7年2月17日	パブリック・コメントの実施	・第3期長門市子ども・子育て支援事業計画（案） 意見提出0件
令和7年3月6日	第3回 長門市子ども・子育て会議	・第3期長門市子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和7年3月21日	議員全員協議会にて説明	・第3期長門市子ども・子育て支援事業計画（案）について

第3期長門市子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

発行／長門市役所 健康福祉部 子育て支援課

〒759-4192 長門市東深川1339番地2

TEL：0837-23-1187 FAX：0837-23-1219
